松屋外集 三

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

松屋外集巻之三

目録

第一學者必可(スヘキ)知(シル)事亦不(シ)知(ラ)でもあるべき事

第二古學比神道

第三眉止(マユト)自(ジ)女(ノ)刀自(トジ)

第四たゝりみこ

猿丸(サルマル)大夫(タユウノ)高野神

第五土(ツチ)といふものやしろの神

第六櫻狩

中山(ナカヤマ)神(シン)

大正
9.9.25
謄寫

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

第七精衛鳥
第八定家ロの假名づかひ
第九假名ばなし
第十魚袋
印籠
巾著
第十一法師姿の歌讀
燧袋
丁
中刺
第十二天下諸神一階
月代
第十三十字臧
一さうやき
丁頭

第十四むくと云ふ
むくろ
むくの
第十五宇伊江三言の差別
第十六久忌寸祢麻呂が墓版
左右衛士府
第十七古學道統
第十八嵯峨天皇崩日山陵考
第十九現人神
明津神
第二十荒御魂
福

和御魂（ニギミタマ）
第廿一幸魂（サキミタマ）
奇魂（クシミタマ）
第廿二神祠
第廿三法王宮（ホフワウノミヤ）
金勢神（コンゼジン）　天津麻良命（アマツマラノミコト）
第廿四大社
中社　小社
第廿五御祖神（ミオヤノカミ）
御子神（ミコガミ）　苗裔神（ハツユノカミ）　麻良（マラ）

第廿六寶殿（ハウデン）
財殿（タカラドノ）
第廿七鎮坐（チンザ）
第廿八薗韮請（ウヒジヤウ）
第廿九神籬（ヒモロギ）
酢（ヒモロギ）
福（アラ）

松屋外集巻之三

武藏多西平小山田與清稿

越後高関平渋谷永保訂

第一學者必可知(スヘキ)事亦不知(シラ)でもあるべき事

○學者の必知べきる事歴代の事蹟儀式作法詞言の用法あどもたとくる神武天皇の御諱ハ云々御治世ハ云々崩御山陵ハ云々ハ歴代の事陵も元三朝賀ありとの礼ハ儀式作法し歌よみ文かくに詞ばつひ物あしてる誤ハ詞言の用法し亦不知(シラ)でもあるべきる枝詞の意義物語詞の

語釈ゆゑの事どもしたとへば山は山とい
ふ排語と和語とよるべくふ語の外といふ義と心
得て妙なるをさまざまふ説を立ていひのゝしる
は無益の労こそとかゝるがけしてむらしきな
ど語びぞのやかなるとかゝる思ぶらんなどと語ひは
○もとゞの時なるらんなど語ぶよし宣長が詞の玉
の緒姫鏡などんまくいひし述ぶそれふ従そさ
てあるべし詞の自他の別(ケヂメ)は上よりつゞきてなる
なをちゝしとおもひしまし などいひさだめふせ
しみそぎかゝるぞせしなどいふなるせしゝれ

差別(ケヂメ)にかゝふ又他よりとりぬしぬなどいひ自よ
はとりの方なるといつ示まてつぬの別なるを
甚皆古き例に従ふべしこは詞の八衢に例を挙さ
ら張りはよし例なきはさることよりけりても用
がらし都(スベ)て例證に拠べし語理の説は立廃ら
ばことも学者のわけべき第一義なるぶかまへて
和学者流の論にまぎるゝかくもなきを旅これ

第三古學の神道

○世の神道者流さまざまなる中に卜部家倶は弘法伝
教の両部習合によりて潤色を家とし忌部正通は

とおぼし一條禪閤兼良准后も儒佛の域を免る
ることあたはず唯一と称して佛を憎みはかれども
実は陶泉を避さるべし山崎垂加は流は儒に據て
佛を排し本居宣長は專ら老荘をおもむへ都に
我国書の中にて助と取るべき説ども拾出て一家を
立儒佛及両部唯一の神道を排せしも古来の説を
のなかりて古語拾遺儀式帳神祇式などいふ部の
書をとりもとに説しかども唯祭政の祖のまゝにて
儒佛のこと然風化風教の外にあらんなり今の古学部
荒言宣長を尊信し偏屈淺情太不信を好みけり

り又万葉集の歌を詠めるごとく詩経の詩を作り出
る教まで一笑に堪より古徵書十二此巻春秋握
誠圖に漢賊臣名孫登大形小口長七尺九寸巧用之
法多技方詩書不用賢人杜口也とあり孫登が傳
晋書にみえたり　かゝる誤の説作者もあまり
なれどもやがて世人必欺かれてこそ殊にも

第三　眉止自女

○續教訓抄十一の巻舞(壹越調　黄鐘双調)の条に堀川左大臣
入道殿説云酒清司兼遍奥胡徳楽破八本より師
説ナケレドモ吹之眉戸自女酒飲ヘテトイフ催

馬楽ニ音振タガフコトナシ彼歌ハ吹ナリトゾ仰セラレケル六
條入道蓮阿モ催馬楽ニ眉戸自女ト云哥ヲ吹ニツエタガ
ハズトイヘリ〽イニシヘノマユトジメニモアラ子ドモキミハミマクサ
トリテカフトカ　催馬楽ニミマクサトリカヘマユトシメトイフコ
トノアルヲヨメルナリマユトシメハムマカヒヲイフナ
リ云〻夜鶴庭訓抄下に酒清子眉自女といふ催
馬楽を吹也云〻催馬楽小説にミまくさに御秣
之眉ハ姓氏又蚕養(コカヒ)して眉つくる刀自をいふに
や刀自ハ女の称し和名抄ニ今按ニ俗人謂ニ老女ヲ為ニ刀自(トジ)ト
字従ニ目ニ也今訛以ニ負ヲ為ニ自ニ欤和名度之といへるに

いましし日本紀に壓乞(イデ)刀自といへる所は皇后
のいまだいと若くましし時にいへるにて老
女の称にあらず万葉四(四十丁)に吾兒の刀自同十
六(十八丁)に櫛造の刀自同廿(九丁)に目豆兒乃頁(ソツコノトジ)童子身女兒
乃頁(トシ)頁ハ誤なるべし和名抄に据て同廿(一丁)に已麻勢波々刀(イマセハハトジ)
自同(廿九丁)阿母刀自などあれば思ふべし伊勢物
語にもいへとうじといへり云〻梁塵愚按抄下
(廿一丁)にもまとへどもとし寄ハ女の老しと有与清按に
眉戸自女ハ眉ある女なるべし刀自ハ戸主(トヌシ)
まて戸内を主(ツカサドル)るハ妻女なれば老少に通して尊

美の縣とれまふ美馬草を取飼つき者あらねど
戯ぶれ女をいひかけし催馬楽にはかゝる戯言
をうるつらがおほうり

第四たらのみこ

○次郎百首俊頼猿の歌に　目たらのみこといとをあ
ゆしと見まじり猿まち抑しもいふぞふとや
其情按ふたらのみことは神名式巻下美作國苫東郡
高野神社　云ゝ三代實録廿七の巻に貞觀十七年
三月廿九日壬子授美作國從五位上高野神正五
位下　云ゝ類聚国史十六また見ゆ今昔物語廿六
の巻美作國神依獵師謀止生贄語に今昔美作國ニ
中参高野ト申ス神在マス其神体ハ中参ハ猿高野
ハ蛇ニテゾ在マシケル毎年一度其ヲ祭ケルニ
生贄ヲ備ヘケリ其贄ニハ国人ニ娘ノ未ダ不嫁
ヲゾ立ケル是ハ昔ヨリ近成マデ不怠シテ久ク
成ケリ然ル間其国ニ何人ナラ子ド十六七許ナ
ル娘ノ形チ清氣ナル持タル人有ケリ父母是ヲ
愛シテ身ニ替テ悲シク思ケルニ此娘ヲ彼ノ生贄
ニ被差ニケリ是ハ今年祭ノ日被差タレバ其日
ヨリ一年ノ間養ヒ肥シテ次ノ年ノ祭ニハ立ケ

リ此ノ娘被差テ後父母無限歎キ悲ビケレ共可
遁様無事ナレバ月日ノ過ルニ随テ命偲マルヲ祖
子ノ相見ム事ノ残少ク成行ケバ計ヘテ互ニ泣
悲ムヨリ外ノ事無シ然ル間東ノ方ヨリ事ノ縁
有テ其國ニ来レル人有ケリ此人犬山ト云事ヲ
シテ數ノ犬ヲ飼テ山ニ入テ猪鹿ヲ犬ニ令噉敢
テ取夏ヲ業トシケル人也亦心極テ猛キ者ノ物
恐ヲ不為ニテゾ有ケル其人其国ニ暫ク有ケル
間自然ラ此事ヲ聞テケリ然ルニ可云事有テ此ノ
生贄ノ祖ノ家ニ行テ云入ル程ニ延有ト突居蔀
ノ迫ヨリ臨ケレバ此ノ生贄ノ女糸清氣ニテ色モ
白ク形モ愛敬付テ髪長クテ団舎人ノ娘トモ不
見品々ジクテ寄臥タリ物思タル氣色ニテ髪ヲ
振懸テ泣臥タルヲ見テ此東人哀ニ思ヒ糸惜ク
思フ事無限既ニ祖ニ會ヌレバ物語ナド為程ニ
云ク只一人侍ル娘ノ然々ノ事被差テ歎キ暮シ
思ヒ明シテ月日ノ過ルニ随テ別レ畢ナムズル
事ノ近ク侍ヲ悲ビ侍ル也此ル国ニ侍ケリ前世
ニ何ナル罪ヲ造テ此ル所ニ生レテ此ク奇異キ
目ヲ見侍ラン東ノ人是ヲ聞テ云ク世ニ有人命

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

ニ増物無レ亦人ノ財ニ為物ニ子ニ増ル物無レ
其ニ只一人持給ヘラム娘ヲ目ノ前ニテ膽ニ造
セテ見給ハンモ糸心疎シレ只死給ヒ子敵有者行
列レテ従ニ死為ン者ヤハ有ル佛神モ命ノ為ニコソ
怖シケン子ノ為ニコソ身モ惜ケン亦其君モ今
ハ失人也同死バ其君我ニ得サセ給ヒテヨ我其
替ニ死ナム其ハ已ヒ給フ尼苦シトナ思給ヒソ
ト祖是ヲ聞テ然テ其ハ何ニシ給ハントテ為ゾト
問ヘバ東ノ人只可為様ノ有ル也此殿ニ有トテ人
ニ不宣シテ只精進スト云テ注連ヲ引テ置給ベシ

トゝ云ヘバ祖ノ云ク娘ダニ不死ハ我ハ已ムニ不
苦トゝ云テ此東ノ人ニ忍テ娘ヲ合ヌ東人此ヲ妻
トシテ過ル程ニ難去思ヒケレバ年来飼付タル
犬山ノ犬ヲニツ撰リ勝リテ汝ヨ我ニ代レト云
ヒ聞セテ懃ニ飼ケルニ山ヨリ密ニ猿ヲ乍生捕
ヘ将来テ人モ無所ニテ役ト犬ニ教ヘテ噉セ習
ハス本ヨリ犬ト猿トハ中不吉者ヲ然カ教ヘ習
スレバ猿ダニ見レバ数懸テハ噉殺ス此様ニ習
ハシ立テ我ハ刀ヲ微妙ク磨テ持タリ東ノ人妻
ニ云ク我ハ其御代ニ死侍リナムトス死ハ然ル

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

事ニテ別申シナムズルガ悲キ也ト女不心得ド
モ哀ニ思フ事無限既ニ其日ニ成メレバ宮司ヨ
リ始テ多ノ人来テ此ヲ迎ヘテ新キ長櫃ヲ持来
テ是ニ入ント云テ長櫃ヲ寐屋ニ指入タレバ男狩
衣袴許ヲ着テ刀ヲ身ニ引付テ長櫃ニ入リ又此ノ犬
ニツハ左右ノ高ニ入レ卧セバ祖共女ヲ入タル
様ニ思ハセテ取出タレバ鉾榊鈴鏡ヲ持ル者雲
ノ如クシテ前ヲ追喤テ行メ妻ハ何ナル事カ出
来ムズラント怖シキニ男ノ我ニ替ヌルヲ哀ニ
思テ但後迄ムモ不苦同ク無ク成ランヲ此タビ

止ナント思ヒ託タリ生贄御社ニ将奉テ祝申テ
瑞籬ノ戸ヲ開テ此長櫃結タル縒ヲ切テ指入テ
去又瑞籬ノ戸閉テ宮司等外ニ著並テ居タリ男
長櫃ヲ塵計開テ見レバ長七八尺許ナル猿横座
ニ有リ歯ハ白クシテ顔ト尻ニ猿百許居並テ面ヲ赤ク成シテ音ヲ上テ叫ビ喤
シル前ニ俎ノ大ナルヲ置タリ酢塩酒塩ナド皆
居タリ人ノ鹿ナドヲ下シテ食ヌル様也暫計有
テ横座ノ大猿立テ長櫃ヲ開ク他ノ猿共皆立テ
此ヲ開ル程ニ男俄ニ出テ犬嗾ヘオレ〳〵ト云ヘ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

バニツノ犬走り出テ大ナル猿ヲ噉テ打臥ツ男凍ノ如ナル刀ヲ按テ一ノ猿ヲ捕ヘテ俎ノ上ニ引臥テ頭ニ刀ヲ差宛テ汝が人ヲ殺シテ此村ヲ食ハ此ノ為ルニヤ頭切テ犬ニ飼テント云ヘバ猿顔ヲ赤メテ目ヲシバ叩テ歯ヲ白ク食出シテ涙ヲ垂テ手ヲ摺テ耳ニモ不聞入レテ汝が多年来多ノ人ヲ噉タル替今日只今ニコソ有ナレ神ナラハ我ヲ殺セトテ頭ニ刀ヲ宛タレバ此テ犬多ノ猿ヲ噉殺シツ適ニ生タルハ木ニ登リ山ニ隠レテ多ノ猿ヲ呼集メテ山響ク許リ呼バヒ叫ビ合タレ共更ニ無益ク然間一人ノ宮司ニ神託テ宣ハク我レ今日ヨリ後永ク此生贄ヲ不得物ノ命ヲ不致ル男我ヲ此ク凌ジツトテ其男ヲ借犯ス事無カレ亦生贄ノ女ヨリ始テ其父母類親ヲ不可凌只我ヲ助ヨト云ヘバ宮司等皆ナ丹ニ入テ男ニ御神此ク被仰免シ被申ヨ奏シト云ヘバ男不免ジテ我ハ命不惜多ノ人ノ替リニ此ヲ致レテン然而共ニ無成ラント云テ不免ヲ祝申極ク誓言立ツレバ男吉々今ヨリハ此ル能ナセソト云テ免奉レバ泣テ山ニ入又男ハ家ニ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

返テ其ノ女ト永ク夫妻トメ有ケリ父母ハ聟ヲ喜
ブ事無限亦其家ニ露恐ル丶事無リケリ云々な
とみえ美作國郡繪圖攷考るに中山神ハ東一宮
村にあり高野神社ハ今の上高倉下高倉の地に
るべけれバ同郡中にていとほど近しされバ高
野神を指てさるのみことゝいへりと見え猿丸
をも引立てとやせある屋ハ引立る綱やの誤にて
中山の神社の猿を東人ヲ引立る故高野の神ハ
あゆしと見ましゝんとなるべしケりもんの
誤にて川高の神いともあゆしき見ましゝん猿
丸綱しも引立る綱やといふなあるべし今昔物
語（ニ十六の巻）飛弾國猿神止ル生贄ニ案まふ生贄ノ男此猿
ヲ四ツ縛テ前ニ追立テ裸ナル者ノ髻放タルガ
葛ヲ帯ニシテ刀ヲ指テ杖ニ突テ郷ニ来テ家々ノ
門ヲ臨ツヽ見ルハなど猿を引立さる説もあるめ
がこともかれなよりてよきいひてなるや中山の神
ハ一宮にて歴史神名帳など始所見不可毛挙そ
を仲山と書るそナカ山と訓ませるがごとく中参
とかきてもある後ふハ音ないひつりしるもあるべし
第五土といふいゆし祝詞

落窪物語一（四丁オ下巻）に六位といへど蔵人方にあ
らんつちの帯刀の年ハ此ごかりとけふ一すば
かりなりと云へく与清曰帯刀ハ東宮侍衛の武士
なりく禁裏の滝口院の北面におなじ職原抄（下巻春宮坊篇）の小帯刀者撰重代侍補之自公家被補之也昔
者源平重代武士多補之とありて武勇の士を撰
補せられしに中蔵人方といへるハ譜第の侍にて
所謂諸家恪勤被補しそれに對へて諸国大番の
非重代の侍を土の帯刀といひし也されバ源氏
蜻蛉（卅九丁オ）に御まへなる人をまことに土などの心

おぼえたる様云し細流抄に長恨歌傳に粉色如土
といへる貴妃の前にてハその外の宮女ハ皆土の
ごとく見ゆるをいへるなし盍津抄に女一の御形に
おされて偲ぶまじきあるハつちくれなどのごとく
としさへ狭衣（活字本一の下九丁オ）に日ごろ見ける殿上
人などハつちくれとさぶめきあへると云
云下紐（五丁オ）一の巻（卅）に此宮見殿上人ハ狭衣に見たて
たるに土などの如くと揚貴妃のことさへまでいへる
詞し源氏宇治の巻にあるを宇治拾遺（六の巻廿一丁
オ）におそとやくの女御店をはらんしけるに

これ伊ちこれのをしてれに西のごとし云々　空穂物語国譲の下巻五六十五ウにさばらしげなる物をおなし尓まてそくへなむぶおとなとのどけそあくめ云ゝ世界の顔皆土塊にたとへていゆしむる詞ゝ應仁の比土一揆といつさも土民一揆のうちまて武家よりいやしめよる衣ゝ土着の民を土民といつるを文正記にえ由さて濮土まて土一揆いゆしめよる詞に用ひしも杜詩に君不見管鮑貧時交此道今人棄如土蘇軾詩に紫蟹鱸魚賤如土陳鴻長恨歌傳に顧左右前後粉色如土な

どおなり

第六櫻狩

○和歌童蒙抄七の巻木部に　サクラがりアメハフリキヌオナジクハヌルトモハナノカゲニカクレンヽ拾遺第一ニアリサクラがリト云ヿアラソヒカタゞアリスコシクラがリト云又花ノモトニ雨フリ来ルト云サレト哥ノコトバ万葉集ナドニコソイタハラズヨミタレ拾遺ハサがリタルニイカデサルコトハヨマンタベモノヲココカシコニミアリクカナトヽコトバナレバサ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

クラガリト云ヅコトバモコヽロヨキ〽ユクホ
ドニタマユラチラスモノナラバヤマノサクラ
ヲマテカリテミン中務宮ノタマユラトハナニ
ゴトゾト四條大納言ニトハセ玉ヒケル哥也タ
マユラトハワクラバト云同事也云々奥儀抄中
巻十五丁オ拾遺抄の条に〽さくらがり雨は降きぬ
云々此桜がり歌或人先達の申しふさといふは
あと云詞也あくるがりて雨はふりきぬとよめ
るしとまうせどいふときこゆさくらがりと、ハ
桜をたづねもとむるこゝろをも求むるとぶかると

云也しがりの鷹狩などいふ見り又古今集にも素
性が家の詞まうけぞりゝ山ふまかれりける
みちもあるに松茸もとめまうそ侍るのを井法の
人の家まも〽素家花ぞの山をあさくてぶさく
らがりとやくの見るらんとよ見りことあとい
ふ詞の義にあらんと云々袖中抄十九の巻廿二丁オに
顕昭云さくらがりとふ人ぞすらといふも也さ
は詞の助にさるなど云かどし万葉長哥に云
たかくがりくもはおちきぬ左雲理（サクモリ）あ見はおち
きぬ云々此さくらりるはおちきぬと云詞さく

らがりなにゝりきぬと云と同詞しやすそ此万
葉の左雲理をさくらがりとよめるなりなに
花をもかりきぬとよむべしそれをあしく心
えて花園山をあさりてぶとによめるもやみに
まくよりきたりの義あり或はさとくらがると
いふ詞なりといひ或はさふ様の義にちひさく
けくなき心をそたづすとてもくらがる心ぞ或は
桜のがりと云心ぞさくらのまとくかりそとい
ふし和泉式部家集云 さきぬらんさくらがりと
てきつれども此木のまとそあなたなし

命婦闕梨家集云 狩りしも何も花のさかりにい
きさらばさくらかりとや人にわかもかん此春家
の心はさくらのもとくてともいひつべし前大
言ふ寛隆家 此みぬき桜かりとや見ぬらん
あれうとしげの花のけしきや去も同じれみ桜
を狩と云物すもよせさちうや奥義抄云 此かり
略云く私云かうと云義は此花園山の家を良
遅お聞にいひさぎがうやあまる人中見り但所
立て行旅人の桜さくらかもとつきさうとや見る
らんともいひつべし又あづまに紫桜といふも

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

さかりをぞしる　又百首続歌〽さきぬれとみな
みよしのの桜狩ぬれぬれぞはなの此もとの雲又尋花
〽けふしらまほし吉野山さくらかけもきよのくもゝ誰さ
らぬ桜狩かな　又雅花留人〽あすの川辺をや
とりなんくれとてあけてもちらの桜狩せん　和泉式
部集一の巻ふある事いつもとあるまでの花はさ
かりきりけるにはたゞかりして待のあまり残りとは
たれかもあけるに〽さく花のいかん桜狩とてもつる
ともまつの木のもとのあるじざふなし　為忠家後
度百首に雅種櫻〽きらんなく千代の花をみる

とてや桜狩とふいひけむ　兎久むの河上人集七丁オ
〽音はかりみえてあし吉野山花の第木も
桜かりせん　又廿四丁ウ〽此ぬるに桜かりして野に
てふ花さかりの面影も残し　又廿六丁オ　桜かり
あら吉野日にいぬる月見れ麻に花の木のかし
又卅丁オ〽いつまでる跡をしらん桜狩まふか
つくん花をとるまれ　又廿八丁オ〽吉野山花の下
此桜狩なるとにたりの木のかぞあるき　又同丁ウ〽桜
かりなるばとまらんちる花を木の下ふしの衣
よかきて　慈鎮和尚拾玉集一　一丁ウ〽昔よりは桜

かりほとあくられてもとれ山のて日をとくらす
手れ同四十七丁 詞 花さけハ春日いとふ木のもと
に書きへあびく桜のりかれ又 丁廿一ウ 詞 桜狩雨ふ
ふりこで重ぞちる花えるか空ハ春じかり又 丁卅七オ
詞春の夜れ月色の細ぞろ日かふ花ちる野くふ
桜がりせん 同六 丁廿五ウ 詞 むりしはふきぞんにえし
桜うり花ちる野への春れあけぼのの為尹千首 花
鏡 詞 海るきやちやくもぬらん桜狩野もりれか
うみ月ぞうつまる 伊勢大輔集 詞 九重ふに日ふ
をえもふ桜がりうさねて来る春こそ思ふ

按ずは家ハ桜許とよろえるや 紫式部集ふ 詞 九重をほふきぞえ
ぜて桜かりうきねてきくる春のさうりう 按ずに伊勢
大輔集の後ちにひじ家 延文百首 丁五十二オ 詞 桜がりこくる山
ちゝかくれぬを僧てさくらをや花ぞ残日にえぬらん 按ずは
家集まじ載りり 表木柳春三葉鎮 詞 春の夜れ月色の細かう
みゆる 按ずに元ぬ 同春四種儒家公卿 詞 みよしの
春の花ちれる桜がり頭やとこちれ春くまる
らん又陸 桜鈔五 家集 六帖 元ぬ 詞 お木やれ柳うほの山
れ桜狩雲をを春のとまりてかり又雅陸 詞 桜狩
春はし かげえんふゝ 壬二集同 同雅経四種儒西公朝

丁オ藻汲草十六の巻物部 **索物** 藻汲草十六の巻物部 **薬物** 藻汲草十六の巻物部

丁四十七ノ十二丁推古紀十九年五月五日同廿二年五月五日同廿三年五月五日天智紀七年五月五日

五日同八年五月五日乃条 若菜物 藻汲草十六の巻物部

よし見えたり

第七精衛鳥

山海經北山經ニ丁ヨ發鳩之山其上多柘木有鳥焉其狀如鳥文首白喙赤足名曰精衛其鳴自設是炎帝之少女名曰女娃女娃遊于東海溺而不返故為精衛常銜西山之木石以堙于東海云々述異記上ニ丁ウ黄炎帝女溺死東海中

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

化為精衛其名自呼每銜西山木石塡東海偶海燕
而生子生雌狀如精衛生雄如海燕今東海精衛誓
水處曾溺於此川誓不飮其水一名鳥誓一名寃禽
又名志鳥俗呼帝女雀云〻事物紀原巻十の蟲魚禽
獸部に精衛山海經曰炎帝之女渡海溺死其魄化
為鳥為此常啣西山木石以塡東海報其寃也云〻
三才圖會鳥獸部巻一の に精衛發鳩山有鳥狀如鳥
白首赤喙名曰精衛其鳴自呼是神農之少女名女
娃昔遊東海溺而不返化為精衛常枚西山之木石
以塡東海云〻文選五左思吳都賦に精衛銜石而

遇繳云〻また郭璞が精衛贊韓退之が精衛銜石
塡海詩王達が精衛詞など類書に引用せり太平
記卅四の巻曹娥精衛事の条に發鳩山に精衛ト
申人也国ニ行テ帰ルトテ難風ニ舩ヲ覆サレテ
海中ニ沈テ無墓成ニケリ其子未幼クテ故郷ニ
独有ケルガ父ガ海ニ沈メル事ヲ聞テ其江ノ辺
ニ行テ夜昼泣悲ケルカ尚モ思ニ堪カ子遂ニ蒼
海ノ底ニ身ヲ投テ死ニケリ其魂魄一ノ鳥ト成
テ波ノ上ニ飛渡リ精衛〻〻ト呼声涙ヲ不催ト
云ヿナシ怨念尽ルヿナケレバ此鳥自ラ大海ヲ

埋テ平地ニナサント思フ心ヲ揃ミ毎日三度草
ノ葉木ノ枝ヲクハヘテ海中ニ沈メテ飛帰ル尾
潤濕セドモ不乾七旱キセ共曾テ一滴モ不減大
海ナレハ何ナル神通ヲ以テモ争カ埋メハツベ
キカレ共父ガ怨ヲ報ゼン為ニ此鳥一枝一葉ヲ
含テ海中ニ是ヲ沈ムル事哀ナリケル志也サレバ
此精衛ヲ題スルニ人笑其功少我憐其志多ト詩
人モ是ヲ賛メタリ云々

第八定家卿の假名つかひ

世に定家假名遣といふものありそれ今假名と
いふハ古假名にむかへてかくいひ出し詞にて
假名遣ハ大炊助親行が拾遺愚草の清書せんと
て考へ定めせしが孫の行阿が定家假名遣といふ
名はおほやけしくありしとぞそハ四聲輕重などに拘
ばりて古書に明證あるをもまたで作り出しみ
ざりを我まゞがより用べくもあらざれどむつかしきを
ハ師翁春海の假名大意抄に論辨せられたれバい
もだん今ゆんどおきつ歌家にて用ゐる假名づか
ひハおのづから別に定家卿の傳へさまなしふ
うきむねあるをもいふでからうひきゝん必

流布の定家假名遣のごときことゝなりてなきをのみ
なげかしとぞおぼゆる

第九假名づかひ

假名づかひの書ハ契沖法師が和字正濫抄あれ
ど伊能魚彦が古言梯ばかりたよりとなるはなし
されどあやまりおほかればかりがへとゞまらで
ハ用がたし難波なる吾が師村田春海の校本なる校
はありつれどそれはさうけたまはらぬことゝなり假
名づかひれ校ハ時代よりてかはりあるなるを
知らずして中ごろふるきにあやまるを行りそ

ハ古事記日本紀の假名と延喜天暦の代の假名
とハおなじうして万葉も奈良の朝までのとりて
の歌まで古(イニシヘ)よかはらざるおもむきよりかは
りても周易尚書などゝ後の書とハ助字の格た
がへるごとしさて古き假名づかひとハ馬ノ字
万(マ)梅を宇(ウ)米(メ)諾を宇(ウ)倍(ベ)魚を宇(ウ)乎(ヲ)薫ノ加(カ)乎(ヲ)流(ル)なと
書とぐれし延喜天暦の此の例ハ馬ノ牟(ム)麻(マ)梅を
牟(ム)米(メ)諾を牟(ム)倍(ベ)魚ノ伊(イ)乎(ヲ)薫を加(カ)保(ホ)流(ル)など書(カケ)りを神
樂催馬東遊風俗の古本字鏡和名抄新撰万葉日
本紀竟宴歌年中行事秘抄或ハ貫之道風佐理行

成の自筆といふものに傳はりたるハ、それこの定
ことを音の通へるより一変せしにて後世定家
假名遣といふひがごと書のことひろまりてあまねく
なるを三代集の比の書ども記紀万葉の假名にあふ
せてあらんハいふもつふあやまちなれバや
古調の歌古辞のみならず必記紀万葉の例を用べ
し三代集より後の歌文に古假名づかひ用ふハ定家
假名遣の誤にならじとてたゞ後にあやまりと
古にあやまりとのけぢめしるしに端案をもゆる
よりかどちがへせどつらぬおもしろちにして用る人

なしまたは石川雅望が雅言集覧にこの心残して
あるハ具眼のしらざといふべし

第十　魚袋印籠巾着燧袋

能改斎漫録一の巻製玉魚袋条に宋敏求奏後因討論典故帝考初製玉魚袋欲賜荆揚二王疑非故實丞相王文恭公召宋公次道諮之宋曰按唐六典親王三品以上二王後服用紫飾以玉帶及魚袋皆飾也文恭公挾策以進議遂定云々事物紀原三の巻下れに實録曰三代以韋爲之謂之筭袋魏易之爲龜唐高祖給隨身魚三品以上其飾金五品以上

其飾銀故名魚袋天后改為龜後復曰魚神龍初賜紫則給金魚賜緋則給銀魚不限品也唐會要曰永徽二年四月二十九日始隨身魚袋咸亨三年五月三日始令京官四品五品職事佩銀魚久視元年十月十三日職事三品以上用金飾四品銀五品銅景雲二年四月二十四日敕文武賜王魚以副金帶金魚以副玉帶銀裝宋朝神宗豐末親王又賜以唐韓文公之詩曰不知官高卑玉帶懸金魚是也云々階唐嘉話曰朝儀魚袋之飾唯金銀二等至武后乃改五品以銅中宗又正從舊云々孔氏誌苑五

の卷所起の条ふ三代以章為等袋盛等子及小刀磨石等魏易為龜袋唐永徽中四品官並給隨身魚天后改魚為龜唐初鄉大夫波追取魚袋永徽中勅之情不忍五品以上薨生平在官用為褒飾波則收之情不忍五品以上薨魚更不追取云々唐書車服志曰隨身魚符者以明貴賤應召命左二右一左者進內右者隨身皇太子以玉契勘合乃赴親王以金庶官以銅皆題其位姓名官有貳者加左右皆盛以魚袋三品以上飾以金五品以上飾以銀刻姓名者去官納之云云高宗給五品以上隨身魚銀袋以防召命之詐出

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

内必合之三品以上金飾袋垂拱中都督刺史始賜
魚天授二年改佩魚皆為龜其後三品以上龜袋飾
以金四品以銀五品以銅中宗初罷魚袋復詔以魚
郡王嗣王亦佩金魚袋景龍中令特進佩魚散官佩
魚自此始也然員外試検校官猶不佩魚景雲中詔
衣紫者魚袋以金飾之衣緋者以銀飾之開元初駙
馬都尉従五品者假紫金魚袋都督刺史品卑者假
緋魚袋五品以上検校試判官皆佩魚中書令張嘉
貞奏致仕者佩魚終身自是百官賞緋紫必兼魚袋
謂之章服當時服朱紫佩魚者衆矣云々又廿八オ
云

百官朝望朝参外官衛日則佩算袋餘日則否云々
文献通考百十二の巻王礼考君臣冠冕服章の部より矣
蠻子魚袋古之箙袋魏文帝易以龜袋取其合魚符之義唐改以魚袋取其先知婦
順之義唐改以魚袋取其合魚符之義自一品至六
品以下皆佩云々釋氏要覽上巻四十法衣部紫衣
の条より僧史略云按唐書則天朝有僧法朗等九人
重訳大雲経畢並賜紫袈裟銀龜袋此賜衣之始也
云々五雑俎の巻十五丁ウ貞観元年四
月廿三日の条ニ安倍仁云々兼和二年賜
牙笏金魚袋并御衣一襲云々又廿九オ同年五月七

日の條に人康親王上表曰云々將使金魚脘佩長
褫紫服之粧云々延喜彈正式（十一丁ウ）凡魚袋者參
議已上及著紫諸王五位已上、金裝自餘四位五位、
銀裝云々西宮記正月部上、二宮大饗の條同臨時、
四、御禊日の條同天皇讓位云々の條同臨時八、外
衞佐節會、日陪陣の條賀茂齋王前驅の條同臨時
御元服儀の條年中行事秘抄小朝拜の條（上卷引貞信公）
記同正月七日、參敍列人裝束の條同四月中、末日、
警固事の條政事要略廿七の卷豐明裝束の條同

廿八の卷臨時祭裝束の條なとにも見え西江家次
第（一の卷四十七丁ウ）元日宴會の條に公卿有文玉帶餝劔
金魚袋非參議巡方帶螺鈿劔銀魚袋云々衞府將
佐、幽脘螺鈿劔平緒銀魚袋云々又（四十八丁オ）內辨細
記に魚袋作右、第二、石云々同書（十一の卷十十丁ウ）被補次
侍從條に近代著魚袋參節會殿上人皆是侍從也
云々江次第抄一の卷に或書曰魚夜不寢取吏君
夙夜匪懈之義金銀以其飾分尊卑也云々和名抄
（十二の卷）腰帶具部に魚袋蔣魴切韻云、袋音代囊名、又
金銀魚袋唐令云、諸百官魚袋並令中尚預造進也

云々雅亮装束抄二の巻魚袋の事、常には節會には
上達部殿上人帯に魚袋をはく上達部のは金し
殿上人のは銀し帯の右の脇にまうせんといふ
四方なるいしふくろがなりにはくといへども
腰にまとふべしなうらんは背中になりけん細か
らんは猶まいりてかくさ形ん折まりそまる
らふべし云々後照念院殿装束抄に魚袋事仰ニ云、
元三中、行幸ニ付魚袋而後鳥羽院御時相似大嘗會
御禊、行幸ニトテ被懸之、猪隈殿以下於御所儀被撤
之、仰ニ云、九條殿元日節會ニ魚袋加修理不出来間

御遅参貞信公被尋申之間被申此由仍我今付指
魚袋解之被進後日被返進之時被付松枝令向貫
之家詣被令詠付之被進　川まかぜにこほりとけ
たる池の魚は千年をまつのかげにかくさん仰ニ
云ク公卿以後金魚袋公卿以前銀魚袋云々官職浮
説或問下巻に魚袋の事或問魚袋金魚袋銀魚袋
のかもりあり又魚袋は庶の公事に用之是不眠
と気れ咒に着ぬるといへりそれ魚を眠らざる
ものなりてありと叢生し此道候也若云大成
妄説也異邦の制三代には以章為之謂革袋魏易

之為亀謂之亀袋唐高祖随身給魚三品以上其飾
金五品以上其飾銀故名魚袋書官位姓名於其魚
上左一右一割之以袋盛而禁門出入合之其左符
進内右符随身故謂之随身符又名随身魚也詳大
學衍義補に見えたり本朝又上古随身符あり公
式令曰凡親王及大納言以上並中務少輔五衛府
以上並給随身符左一右一右符随身左符進内其
随身者仍以袋盛云々 令條ニ割之者擦宮衛令義解曰契者符書也書ニ両札ニ割
其側以為信者是也元禁門出入の契符なれハ昼夜にかき
すつてのよれいにしへ節會ハ昼行ひ給ひしかど

も猶あかりを用ひられ然るハ夜の為にのみなどい
ふものハあらざりしなり抑今の魚袋の濫觴ハ
嵯峨帝御世よりなるにや粗三代實録に見えたり
但契符に用ふるにあらで只美餝榮観に借るとの
ハ是宋の魚袋にまなひたるなるらん然云々按に其圖據
東圖式下巻廿六丁礼儀類典繪圖下巻廿五丁倭漢三
才圖會廿六の巻服玩部などにみゆ故實拾要十四の巻
ニ魚袋金魚袋ハ三位以上付之諸参議以上ハ紫組
打餘ハ緋組打し銀魚袋ハ四位五位付之以下ハ不
付之是魚袋ハ節會大嘗會御禊或ハ内宴臨時祭ノ

使等ニ著之又御禊ノ時ハ雖ニ四位五位一国司ヲ兼
ル人ハ先外記史ハ不著之又魚袋ヲ付ルハ石ノ帯
ノ右方ノ第一ノ石ニ付之或ハ第二ノ石ニ付之
也但魚袋ノ形ハ凡長サ三寸計リ幅一寸厚サ五分許
ノ木ニ白鮫ヲ以テ四方ヲ包ム是ニ鮒ノ形シタ
ル魚ヲ金ニテ彫タルヲ表方ニ二ツ宛向合テ以上
六ツ置之又裏ニハ一ツ置也此魚三位以上ハ金四位
五位ハ銀也とも見ゆ今の世の印籠ハ魚袋よ
りてはくりせ巾着は燧袋よりおもひよそけし
ものまやあらん印籠ゑ北山行幸記ニ應永十五

年三月十四日云々崇賢門院つゝも行幸ありぬ云々
女院ほたいゐんのぎしたなどもおれじるまそ
もくすすやほおくり物ふほ小そで十重いんろ
うかうばんまほゑそへまゐらせらる云々寛正七年
二月廿五日飯尾寓所成記ニ御印籠一 堆紅云々
下學集器財門 運歩色葉集以部 ゐどうも見えたれど
今の製と知としさうや未詳和漢三才圖會廿六の巻
服玩部安斎廂舫訓十五丁オ 秋草下巻などにも其説
訪り可考燧袋ハ安斎火打袋十一丁オ 同麻久奈岐七十
ウ七丁 可成詑三の巻廿六丁オ 小窓雑筆一の巻同追加

夏山雑談二北巻安斎小車錦四十古事記傳廿七
の巻五十丁五丁火打袋図なとにみえし
第十一　法師姿の歌讀總髪の歌讀
歌讀連歌師などがかしら剃たるハもと乱世に
ありける道からくしてたけきものゝふのため
み首切られんをのがれさんとせめて法師の
まねして命全せんとおもひつる臆病心よりおこりし
なし宗祇宗長の類ひハいづく敵國の中に往來して
殺されざりしハ僧形とありしゆゑの佛徳なりさ
れど形ハ西行めきて心ハ西行ならず銀の猫を
もえ擢ぬのミかハ酒食に耽るをかねて風流とい
ひなしおのゝ活計のわざとぞなりぬめれ儒者
医師画師なとの法師姿なるも又首切らるゝの
用意にて遁世者にもなき者のさまをまねびし
こと名古屋玄醫が丹水子巻上に或問曰醫為僧形何
也曰無官位者不可近於貴故與僧官召之或曰古
有贖行私人妻妾者故使為僧形如陽侯殺蓼侯而
竊其夫人故大饗廢夫人之礼者也淮南子訓の説とい
へるふよりもかゝづらひぬ説まで論ずるにおよ
ば今の世ハ總髪とて月代そらぬ總角頭乃俳の

者も出来たり惣髪の字唐書南蠻傳下名蔵み
の条に婦ハ惣髪為角と見白
づうらハ法師姿の人とうらうつまく古代めき
たる公家めきたる頭つきとおもひなしたれど
こ住める世にそげものゝ髪ざまにて実は法師
姿よかりしぬものなさしこ世に一説あり法師く
さう様きらふ妻あめのみとしんとてうちききを
ねんじたる惣髪を垢くさげにさげても汗くさげなる
をえ又よく洗ひくしけづりむべき油をぬきつ
ゆかうにくゐ里わし紫の紐にてゆひよそほひ
さるあとまた乞食非居の大物髪のなりてとりしみ

かくのいひしされば法師頭惣髪ともに當代
の御氏の正体まなしれ居れとの世にれた志に志
様立ていそしみもげまんをものとおどはかけて
もおもふまじき姿しさまど切あり老とげ年お
い世に隠逸さしん治にかくもあんべいまとお
なふいりで高貴の御まへに召まで拘たかるむ
やいりて人の上﨟る着てまうりうはせがやの
ぬおずかくまて其の家まて生まれその業御もせ
ざるとのゝ見らきはとより惣角姿法師姿あら
んぞいとあるまじき紀りざさしまる高貴の御家に

ても法師姿にみゆるしたまふこといかにぞやい
まへの法師官女が犯し人の妻妾に通せしも
のかずへつくされずつうじん法師とても淫具をも
たらんまた女どもいときゝふつきらふ賢明の
君はさる世にあらし姿の者をもつけゆるんより正
体の人が呂なりつしたまふもんなそぞすぐしき
つざなと卑儒家ハここに眼が邪くきて王兼總
角姿法師姿のきのいとくすれあり當代のやから
うあらまとしつらふもと丁が頭の体に似られ
がよほる髪といふべきを誤てゆるうあるまと

ハいつるし假名も与保呂と書が正とす也呂宇
の也ハ与の直音し保を略き呂をもく引て也呂
宇といふいふしなり丁ハ今の世の夫役の者がい
ふ民の男廿一より六十までが正丁とし六十一
より六十五までを老者と残疾の者とを共に次
丁とし十七より廿までが中男とん此等その役
せらる呂によりて仕丁男丁役丁白丁直丁駈
使丁荷丁軍丁運丁鍬丁凋丁廝丁助丁などさま
さまの名目ありしふしきをふ別にいふづし与
保呂ハ和名抄（三の巻手足類部）に太素經注に云膕曲脚中也

也和名與保呂と見えて俗にいふヒツカヾミといふところなり新撰字鏡(肉部)にも膕(曲脚中也字ゥ)豆阿志かゞまる膊ハ脚筋也又比々須乃須知又与保呂乃須知脚之後大筋などいひ仁徳紀(六十五年)にも膕踵ともあり物語書(空穂桜ノ上の上同桜上の下栄花月の宴同さるはしびしなどその外和見およぶ)に髪はよほろばかりなどいへるも髪のさがりは膕のあたりまでおよべるさまし丁ハ脚力駈使の夫なるをば脚の名をもてよぶを今の人足といふもおなじ如くされば今よふ丁はやがて脚の字をも用とり後三年の繪をはじめとして古き画巻にも下人のやうなる頭いとおほうりおほ丁の頭のさまし貴人にもあるまじきことなれど兵革打つゞきたる世甲着るに頭上熱まて堪がたければ月代とて半月の形に百會のあたりを剃透したるを今の児童の中剃といふものにおなじ月輪禅閤(兼實公)の玉海(安元二年七月八日建春門院崩御の条)に自件簾中時忠卿出着具頭眉不正月代大ニ見苦シテ色殊ニス云々西行撰集抄(四の巻)志賀中将頼實発心の条にあさましくやつれたる僧のちゝく家を出まかりけると見えて月しろなれどあさやうに見え

とりが如来出り云々又六の巻西住上人往生の条
にとしみてさてもとゞり伐きり月しろ見え
そとり云々又同巻近衛院三位入道の条に月しろ
などあざやかにて血ゝに衣を出さる人とおぼえ
もづらが云々砂石集六の巻上説經師強盗令發心条
にサテツノ次ノ日ノ夕方月代有ル入道コノ房ニ
来テヒソカニ申ケルハ夜部ノ強盗入道ニナリ
テ参テ候云々太平記五の巻大塔宮熊野落の条に
片岡八郎矢田彦七アラ熱ヤトテ頭巾ヲ脱テ側ニ
指置ク實ノ山伏ナラ子バサカヤキノ跡隠ナ

シ云々（巻考本には月額と書てサカヤキとよみたり）などいへりまた知
らる結城戦場物語の画巻にも結城七郎氏朝切
腹の條伐月代剃たる頭にえがきたりさて月白
伐サカヤキともいふは馬の頭を逆焼したるさ
まに似たればなるべし應仁より後天下大に乱
世て武士甲を脱ぐ事なく熱さ志のぎに月白伐剃
初めて遂に丁頭のさまにはなれるなるべし西山上
人縁起梅津長者などの画にはさらにいひしら
ぬ人のやうなる頭見え真如堂縁起図にもやう
ウアタマいひしこと是勇猛の武士の頭つき形是は

万民もしくまねびきて古代の總髪ハ公家神
道者醫師などやうの弱き長袖此人〻のミ残せ
るに依りて医者もやらう頭や法師あたまやな
ころ〻のあたまにてふりはりく世とぞなりに
たりそかし今此やらう頭いにしへの風にもか
あらねど天竺の羅髪（センガミ）圓頭（マロアタマ）にもまねびず清国の
瞿栗頭（ケシボウズ）にもよらで独万国に秀てめでたくおもしろくた
ふとき勇士此頭（カシラ）つきこそあら武士頭（モノヽフガシラ）といひも
ばしてやらう頭（ガシラ）とよぶはいちはしきことならずや又
今の俗の人我罵詞（クシンコトバ）にコノヤラウメアノヤラウ
メなどいふをヤロウハの訛語にて畿内の人ハコノ
ワロカノワロなどいへり丁頭（ヨロホアタマ）のヤロウと思ひ
まがふやうにて野郎などゝ文字まであてたる説
ハ取がたし此部が始まりし因はいはん髪を
剃（ソ）をハ出家の志ならざる我等づれまでいにしへ剃
刀用ひしを俗人にハ形きるしされハ髪をそぐと
いひて髪をそるとハいはざりし世をすてゝ剃刀
もてそるとぞありぬ

○第十二諸神一階

文徳實録（三の巻 三丁表）仁壽元年正月の条に庚子詔天

下諸神不論有位無位叙正六位上云々
○本朝世記天慶三年四月の条に坐京中并山城國諸神記
五十三巻是東西諸國賊乱之時被祷討滅賊類後
天下諸神可被増加一階之由但至極位之神可被
奉封戸云々
按に此文今世流布の写本及群書類従中所収
の残缺本にハ見えざれど吾友伴信友京都に在
りし比或高貴の家の御蔵古写欠本二巻を見る
ことありきされど写得ることを能はざれば僅に其要なるを抄録し
つといへり其抄中の文に極位の神あるまでを
封戸を奉ざるよしとあるなり
○日本紀略に宇多天皇寛平九年十二月授諸國
諸神三百三十社位各一階云々
按に此時の事大倭社注進状に新国史を引て
三百四十社といへり歴史徴数十七の巻に紀略を引て
とあるハ三百三十社とあり可考
○百錬抄六の廿丁裏永治元年八月の条に廿五日天
下諸神可増一階之由宣下云々
○源平盛衰記巻四十三の六丁裏諸神一階事条に同三月
三日平家討ノ御祈ニ諸國ノ明神ニ被奉授一階

之由被宣下ケリ凡兵革ノ祈禱天下安穏ノタメ
二諸国ノ神明ニ一階ヲ増セラルヽ事代々ノ例
也仁明天皇御宇嘉祥四年正月二天下諸神不論
有位無位共叙正六位上云官府ヨリ被下ヨリ以降
朱雀院御宇天慶三年正月諸国諸神奉増一階白
河院御宇永保元年二月同奉増一階崇徳院御宇
永治元年七月同奉増一階仍今度モカヤウニ被
行ケリ云ヽ
按ニ同三月ニ元暦二年ヽ改ル仁明天
皇御宇嘉祥四年とあるハ誤ヽ文徳天皇仁壽
元年正月の度を指せるヽ
○草暦勘文ニ改正治四年可為建仁元年依兼暦
五年例可作詔書文又天下諸神可奉増一階云ヽ已上
中一冊○改文應二年為弘長元年次五畿七道諸神
奉増一階之由被仰大丹記云ヽ○改兼暦五年為
永保元年云ヽ是日天下諸神可奉増一階之由被
宣旨云ヽ○改保延七年為永治元年云ヽ同日左
大臣宣下云應早奉増一階具注進本位菅丹諸国
大小諸神及今年支干相當辛酉典籍所載咎徴不
軽非仰諸神冥助何攘一天下禍殃仍永保例奉増

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

一階云々（以上一冊中）○改兼暦五年為永保元年云々
是日天下諸神被御「可」奉増二一階之由被下宣旨云
々○有改元叓（改保延為永治）云々是日左大臣宣下云應
早奉増一階具注進本位管内諸国大小諸神叓今
年支干相當辛酉典籍所載咎徴不軽非仰諸神冥
助何攘一天禍殃仍永保例奉増一階云々○有改
元改正治為建仁是日天下諸神可奉増一階之由
被宣下之仰大内記菅原為長云々○改文應為弘
長是日天下諸神可奉増一階之由被宣下右大内
記藤原明範仰之云々○次有改元定叓改兼暦五
年為永保元年依辛酉也此日天下諸神可奉増一
階之由被下宣旨云々○次有改元定叓改保延七
年為永治元年云々今年相當辛酉仍永保例天下
諸神奉増一階兼可令注進本位之由被仰権右中
弁藤原資信朝臣大内記中原師安等云々○改正
治三年為建仁元年云々天下諸神可奉増一階之
由被仰大内記菅原為長云々○改文應二年為弘
長元年云々天下諸神可奉増一階之由被仰大内
記藤原明範朝臣云々○改元應三年為元亨元年
云々三月廿八日壬寅諸神位記叓被仰之云々（已
上）

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

○改元應三年為元年云々三月廿八日壬寅諸神位記事被行也云々○改康暦三年為永徳元年云々是日天下諸神可奉増一階之由被下今日儀蔵人頭右大弁経重朝臣為奉行云々○改兼暦為永保云々是日天下諸神可奉増一階之由被下宣旨○改保延為永治云々是日左大臣宣下云應早奉増一階具注進奉位管丹諸国大小神事云々○改正治為建仁云々是日天神諸神可奉増一階之由被宣下仰大丹記菅原為長云々○改文應為弘長云々是日天下諸神可奉増一階之由被宣下石大丹記藤原明範被仰之云々○改元應為永享三月廿八日壬寅諸神位記支被仰之云々○改康暦為永徳是日諸国諸神可奉増一階之由被宣下石大丹記菅原言長朝臣被仰之云々○改兼暦五年為永保元年此日天下諸社神可奉増一階之由被下宣旨云々○改保延七年為永治元年云々仕永保例天下諸神奉増一階云々○改正治三年為建仁元年又天下諸神可奉増一階之由仰大丹記菅原為永云々○改文應二年為弘長元年次五畿七道諸神可奉増一階之由被仰大丹記明

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

範朝臣云々○改元應二年為元亨元年三月廿八日壬寅諸神位記更被仰之云々○改康暦三年為永徳元年任先例令作詔書又諸神一階可奉増之由被仰大内記言長朝臣云々 已上一冊中

抄す草暦勘文五冊あり巻の次第さだかならず凡紀傳明經算道陰陽道暦道等の勘文外記局勘例仗議宣文宣旨等の草暦にかきつけたるを纂輯せる書に桑名老侯樂翁君の本をかりて写藏せり以上抄出中必竟は白河院永保元年崇徳院永治元年土御門院建仁元年亀山院弘長元年後圓融院永徳元年合て五度天下諸神に一階を授られしと後醍醐天皇元亨元年諸神位記之事被仰ありしと載せざるに

○園太暦巻二の康永三年八月廿九日の条に前平中納言入来近江國栗太郡小杖社神位記更有勅問被問予先關白云々兼貞兼豊等宿祢請文覧之各相當正一位之条無相違之由申候先年當國佐々貴神位記更有沙汰被授之蹤跡在近不可有巨難哉之由申の了小杖社神主重頼申當社神位間事申状進覧之子細見于状々凡得其意可有申沙

此注ハ正五位誤之

正月十八日　神祇伯資緒

謹上

近江國栗太郡小杖社神主源重頼誠惶誠恐謹言
請特蒙天恩且奉為寶祚延長且為増神明威
光被授正一位状
右當社神明者国中無雙之鎮守郡内五所之随一
也為君御尊崇被授位記之先例為民令渇仰鎮有
勤行之恒式粗載左　所謂清和天皇御宇貞観五年
被授従五位下位階元慶六年従五位上寛平十年
正五位下小杖神今正五位上延喜十一年被授従
四位下之由具見国史等其後天慶三年己未天下
諸神奉増一階宜下及度々之間至建治元年相當
従一位之神也又年中神事繁多之上正月仁王經
四季大般若経長日法経等勤行不退轉所奉祈
天長地久國土安穏也然則正一位小杖神之由被
懸額於鳥居社頭荘厳神明之威光何事如之哉望
請天恩因准傍例須勅許者弥仰明時有道之善政
奉祚（祈）寶祚延長之仙算矣重頼誠惶誠恐謹言
康永二年十二月日

近江國小枝社神位、間事被仰下之旨謹案了如社解者、貞觀五年被授從五位下、以降元慶寛平延喜三代又授位之儀無相違候、然則今天下諸神奉増一階之宣下、被定本位之条皆以先例欲自天慶至建治八ヶ度此神本位相當從一位候、今申請正一位可謂理運、欤許否可在勅定候哉且文永元年高野山天野社申請之時鳥居額公家御沙汰候例不分明之由沙汰候也、可得此等御意候兼貞恐惶謹言

六月廿四日　　神祇權大副卜部兼貞請文

近江國小枝社位記事解状如加一見返上候所申請無相違候歟由存候以此旨可有御披露候兼豊恐惶謹言

六月廿日　　神祇權大副卜部兼豊請文

長享元年十月廿八日書寫之

○同書五巻の康永四年七月六日の条ニ依テ汪進之

天變ニ祈已下事

一諸社奉幣

按察使藤原判

一諸社一階

一五畿七道霊験寺社可令祈謝　宣下事
或奉幣或讀経或五大力図繪
百部仁王経写轉讀

一百座仁王講

一御讀経　大般若　或東寺　薬師経　延暦寺　観音経或千僧　或清龍寺

一御修法　五壇　又雀経　仁王経　北斗　熾盛光　金輪　七佛薬師　聖観音

一外法　天地災変　三萬六千神　太宮北極

一山陵書

一改元

一徳政興行

此外伊勢以下勅使守候一切経供養赦令
亦能注付或当时雑沽如赦令不一同亦足実
証仍不能注入之也

○同書廿八の巻延文元年八月七日神祇大副兼豊請文
ニ寛平九年十二月十三日天慶三年八月天下諸
神被奉授一階之間當時已為正一位之極位云々
按ニ寛平九年十二月の度ハ大倭神社注進状
ニ見え天慶三年八月の度は源平盛衰記ニ正
月とあること見えたり

○内局柱礎抄巻上ニ柱史抄云天暦六年天下諸神一

階。其後連々不ㇾ絶近例壽永二年日吉諸神并丹生高野明神等被ㇾ奉ㇾ階級同三年北野宰相殿被ㇾ増ニ正二位ニ和泉殿被ㇾ増ニ從三位ニ等也云々

○大倭神社注進状ニ新國史ニ曰寛平九年冬十二月壬寅朔甲辰奉ㇾ授ニ五畿七道諸神三百四十社各位一階ヲ云々

○太神宮諸雜事記巻上ニ天慶三年三月廿八日云々七道諸國神社被ㇾ増ニ奉位階ヲ了

○尾張國内神名帳ニ依テ文治三年三月日宣命状ニ國中諸神皆増ニ位階ヲ為ニ天下安穏御祈禱ニ云々

○諸神記巻上ニ紀伊國高野山天野社の条ニ元暦二天下諸神一階之時可ㇾ為ニ正一位ト云々

○同書巻中ニ八所御霊の条ニ神位記ニ云貞觀已後授ニテ天下一同ニ諸神一階ヲ奉ㇾ叙ニ之

寛平九年十二月十三日　從五位下

天慶三年正月六日　從五位上

承暦五年二月十日　正五位下

永治元年七月十日　從四位下

治承四年十二月十三日　從四位下（上カ）

元暦二年三月四日　正四位下

建仁元年二月十三日　従三位
弘長元年二月廿日　正三位
建治元年七月廿日　従二位
已上九ケ度也奉計之令相當従二位給了（不計正五位四品也）
此社叓於鎮座年紀者不分明也仍以貞観已後天
下諸神一階奉計之同十一日丙辰晴早旦亭詣四
辻一品（善成卿殿下御猶子之儀也）則被對面題進之可存知之
由被申之暫雑談云々詣儀同三司第御靈神位記
叓摂政殿下御書持向之頼房朝臣同對面可談家
君之由被載御書可為何様哉之由談合之間正一
位不可有子細従二位神也無位神直被奉授極位
例存之已二品也爭勿論也則於當座書出之
一至徳元年九月十八日癸丑晴早旦御靈社神位
叓談合家君可宣下之由被仰頼房朝臣了
一八所御霊神位記（正一位）叓被仰談家熈朝臣
可被　宣下之状如件
九月十八日　御判
頭左中辨殿
一中山中納言家奉書曰

件霍社神位記支被申摂政殿可有申沙汰
之由被仰也忩〻謹言
九月十八日　　訳雅
大弁殿

一至徳元年九月二十一日　宣旨
従二位伊霍神
宣奉被加一位之記
蔵人頭左中将辨藤原頼房奉
口宣一紙献上之早可令下給之状如件
九月廿一日　　左中辨頼房奉

進上　大炊御門大納言殿
伊位記持参支被仰家居
偏旨云〻
伊霍神位記可令持参給之由摂政殿仰氣色
所候也仍執達如件
九月廿一日　　左中弁頼房
謹上　神祇大副殿

抑大内記殿暇之後示補也於仁位記者追可被進之
於且先例證文天慶諸神一階位記至天暦延引了
以宣下被告申社頭追可被進位記也刑部大副殿

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

祖文紫野今宮極位事然夲居申御沙汰今上御霊
社者家君子之夲居也追披例被申沙汰了神慮定
有擁護者歟
○同書巻中白山神条々貞観元年正月廿七日京畿
七道諸神追階加賀國比咩神正三位云々
○同書巻中五條天神の條々延文五年五月十日藤
原國定解状曰當社者高野大師之草創㕝正治二
年四月廿五日被奉授正五位下訖其後諸神一同
被増一階㕝已及度々欲當時御位階為正二位之
由所傳来也云々件位記當時可被奉授一階而階

級㕝可計申之由被仰下兼豊已下申状曰正治二
年四月廿五日正五位下無相違者也記曰上卿師
中納言宗頼奏聞頭右大弁資朝臣奉行神祇官
史生季俊持向云々正治以後行天下之諸神御加
階以上三ヶ度也争可至正之位哉所謂建仁元年
二月諸神一同被奉贈一階之間此神可為正五位
上也天下一同之時者無越階矣弘長元年二月同被奉授諸神
之一階此日従四位下也建治元七又奉増一階但
其中於極位之神者祢宜祝等宜令叙位之旨被宣
下然者當階可為従四上之条無左右欲今般被奉

従二位者可宜已下云々同十六日被奉授二位了
奉行藏人頭右中弁忠光也云々
㊤廿二社注式稲荷社条ニ人皇六十一代朱雀院
十年庚子八月廿八日従一位使四位一人幣三前宣
命黄紙此後諸神一階度々也極位勿論也云々
㊦諸社根元記五條天神の条ニ正治以後天下之
諸神御加階以上三ヶ度也爭可至正三位哉所謂
建仁元年二月諸神一同被奉増一階之間此神可
為正五位也天下一同之時者無越階云弘長元年二月同被奉
授諸神之一階此日従四位下也建治元七又奉増

一階但其中於極位之神者祢宜等宜令叙位之旨
宣下云々
与清曰崇神天皇七年十一月日本紀巻五天社國社及
神地神戸を定給天武天皇元年八月日本紀巻廿八高市
大和ノ高市郡ノ鴨事代主ノ神牟狭大和ノ高市郡ノ牟佐神村屋大和ノ城下ノ郡ノ村屋ノ神の三神
此品を登進し祠里孝謙天皇ノ天平勝寶二年二月
戊子続日本紀巻十八一品八幡大神ニ封八百戸前ハ四百廿戸今加ニ三
百八十戸位田八十町前ハ五十町今加ニ三十町二品比賣神ニ封六百
戸位田六十町を充高野天皇天平神護二年四月
同紀巻廿七丙申八幡比咩神ニ封六百戸を奉里甲辰伊

豫国神野郡曽乃神越智郡大山積神並從四位下
神戸各五烟久米郡伊豫神野間郡野間神並從五
位下神戸各二烟を授充光仁天皇寶亀元年十月
同紀巻卅一戊辰越前国從四位下勲六等笥飯剱神食
封廿戸田二町充られし事見えたれば後社の
正從勲位虚實封戸田など授寄せられたる事
挙ていふべうもあらねばくはしくハ別にいふべし又
天下諸神に位一階を増授られしハ文徳仁壽元
年を始として宇多寛平九年朱雀天慶三年村上
天暦六年白河永保元年崇徳永治元年高倉治承

四年後鳥羽元暦二年同文治三年土御門建仁元
年亀山弘長元年後宇多建治元年後圓融永徳元
年合て十三度也其中あまねく天下に及べると
一国或ハ社数を限て授充ありしもあれバ上に
挙たる證例を考へ見そして知べし

第十三 十字縅

○俗に十文字に結といふハ十字縅といふべし内
局柱礎抄下巻位記筥入るゝ条に愚昧記に
云整入黒塗筥覆蓋縅之縅之十字云しかる次縅筥云
云柱史抄云覆蓋以如十字縅之云し愚昧記云覆

蓋緘之十字云〻あるを御ガ内記ニ令緘之十字ニ緘
之天諡月當中央銘上諸鎰ニ諡書之也云〻按ふ
辻を十字街といへハ十字緘ハツジムスビとよ
ツジユヒとよみツジカラゲとよむべしされど
カラゲハ公達くバツジユヒツジムスビなど訓
人を從るべし

第十四むくろむくるむしろと云詞

○夫木抄雜十一四十一丁オ 栗部ニ信實朝臣 枝葉のまふ
るしもてうとさふむくろをえらぞえむかあれ
此は歌我方ふ向るに栗の混波を剔ましとよせ

たり平家物語叙の巻に南都ノ衆徒朝家ヲ恨奉テ
数万人ノ大勢京都ヘ攻上リシヲ為義十六騎ニ
テ栗子山ニ馳向ヒ追帰ス同ク叙ノ用トゾ聞エ
ケル其時山法師一首ノ狂歌ヲゾ立タリケル
〳〵奈良法師栗子山ニ追シブリ未テイカ物具ヲム
キゾ取ラル、此歌も栗の混イガあと栽剔よし
ちよそへり古今著聞集十八十五丁の巻飲食部ニ石泉法
師祐性とぞいへる別当まで かきよりまうでを
おほくまうけたる銭ある人のもとへ使つかはし
ときよめ僧川この温ハ鞠馬のふくまさふ

然 不剝 食
らるぞされバとて又むうでめになよ 須々ハ笋(タカンナ)
酒なといひて祭神の物よいへり此笋ハ饌ハ馬寺 欸稀ハ稀
の福ねこされバとて皮をむかんとして食ふ福は蕌
としみバ須々ハスヾしロうそ大根の多塩よふく
をよせく蕌蕌の如をふくめたる汎ヌ
とふ餅のるなクダともいつてる餅よそてといふ
もまれバとて実ハ笋なれバ皮ぬむかんしてとふ
食ぬふなと類聚名義抄八の巻刀部よ剝ムク剝
ありべし
モク又ツル又ケヅル切キル又モクなどよめり
ムクとモクハ通音し字鏡集よ剝をムクともケツ
ルとも訓(キン)りふ類聚名義抄よも同字をムシル
ハゲケヅルなど訓(ヨミ)とれバムクもムシルも同義
し宇治拾遺物語一の巻卅一丁ウ利仁署預粥の条よろん

らうなる刀のなかのゆるをもちたるが十余人ぞ
ありいでまて此芋ほむきつゝすき切(ザリ)にきれバ
云し太平記卅五京勢重(テ)発(ノ)向天王寺(ニ)条猛悪の下
部共辻々ニお散テ是非ナク奪(ウバヒ)取(トリ)剝(ハギ)ムクリケレ
バ云ミ此ムクリハむくを延(ノベ)ていへる詞にされ
ハむくもむくるもむしるなど同語なりむく
なる爪の皮をむく栗の皮をむくなどにいへりも
くむ同音にて通にむくるハ時くふつうまい
もん時の詞にて珎寶(チンボコ)の皮をむきつきなどいへ
りむしるも草をむしる物の毛をむしり髪くふな

どもいへり剥(ハガ)はその剥(ハガ)るべきものにいひむく
は剥(ハガ)ざるをその儘殺(ギヤク)取(シユ)にいひむくるは皮ある
ものを儘押脱にいひむしるは毛(ケ)立(ダチ)たるものの儘握(ニギ)
抜(スク)にいへり字鏡集に剝ムシル亦ハグ云と新撰
字鏡虫部に蜻蛉蜋也螵伊(イ)比(ヒ)保(ホ)牟(ム)志(シ)利(リ)蛸之母也
云とこは和名抄にも見えて今イボじりとも蟷(タウ)
蜋(ラウ)ともいふ虫也字鏡集六の巻艸部中に芼(バウ)ムシル云と
古今著聞集十六の巻四十二丁オウに毛をとゝのへく
毛をはむりとむしりてけり二所きられて比興
のるまに思ひて家我よくてふざまかさて壬生の

法に立たりける一ひとの儘むしりはぐみのも
どもげしきうはさむうしてあはれなりし宇治拾
遺物語四の巻十二丁ウにいひけるがうる毛儘むしりせ
けるに老ぶしはふるくとんる儘むきつくされた
むしりにむしりけるは鳥の目より血の涙をた
れて目をしはたゝきてこなたかなたに見廻せける
をみてえたへずして立てぬくそのもありけり
こよなうかくあくまでとる興じ笑ひこそいとなき
けあれにむしりものとありむしりまとてあり
させけるは刀(カタナ)にてさかひて血のはふくといで

其れを我おどのゝあらしなきが云て同十の巻
ナニゴウによみもじたる猿のこけ七八尺はか
りあるが日と鹿とふ赤くして其の里錦を着さ
多ゆらふいふ如く志ろきずいふ藻塩草五の巻
海部ミえたるこの条にミえたるうえの手ふ生き
もとらとまをるふ錦もしとを我河まよせずと云
え錦もしるま我ハつむと云や志のしハ足とら
むえゝともと同五音のおや云ゝ倭訓栞部𛀁雑言
集覧部𛀁なとにも見由集覧ㇾ源氏梯平家勘文の
巻を引より可考

第十五字伊江三言北差別(ケヂメ)
字ハ五十音中ニ処ありてアイウエオの所属と
ワ井ウヱヲの所属と各別し字牟(ウム)加斯(カレ)とも於牟(オム)
加斯(カシ)とも通(カヨ)わしいつふ字ハア行の字し烏(ウ)はヲ
の假名を用ゐるハ行のうし烏帽子の假字をヱ
ボシあるをワ行の所属北ヲウヱヲ通用されば
思ふづし鳴塢(ウウ)あとと同音の字あるがヲの假名
ま用てまぜけるワ行のウ也兎現(ウサギウツヽ)あどの字(ウ)も宇
佐伎宇都々あと万葉よ書(カキ)るれバワ行のウ也ヲ
ケラウケラもさおあし奥(ウヲ)鱗(ウロコ)あとのウそイメイ

ロコと通ふばア行のウ也ウヤマフのウも為也
備とあるぞはし移てア行は輕ワ行ハ重なる浮
上などを輕の澄居殖息居などは重此澄し◯伊
は五十音中アイウエオヤイユエヨ此二屬あり
息をイキともオキとも磯辺をイソへともオシ
へともいふ類ハア行の伊こ老をオイともオユ
とも倭をオイカケともオヨカケともいふ類ハ
ヤ行のイ也行をユクともイクとも夢をイメと
もユメともいふをさあるなしア行ハ開顯浮上の
意ありて出イヅル色イロ息イキ怒イカルなど

の類此所屬しヤ行は行違疎放の意ありて射イル
行イク入イルなどの類は此所屬し◯江も五十音
中二字ありアイウエオヤイユエヨの二屬こ越
をヨエコユ覽をオホエオホユ嘶をイハエイハ
ユなどいふエはヤ行のエ也善をエキともヨキ
とも誤をアエマチともアヤマチとも疫をエヤ
ミ役をエダチなどいふもさヤ行のエ也得をエ
ともウともいふ類ハア行のエ也かく所屬まよ
りて差別あればイエウの三言もと六言形なる
知づし

第十六文忌寸称麻呂墓碑

○天保二年九月大和国宇陀郡八瀧村の農夫圃中
より銅版銅器数堀出さり同年十月十日穂井田
忠友其記一枚を記して版行せり忠友は奈良奉
行の家臣なりとぞ

鑄銅　重五百文

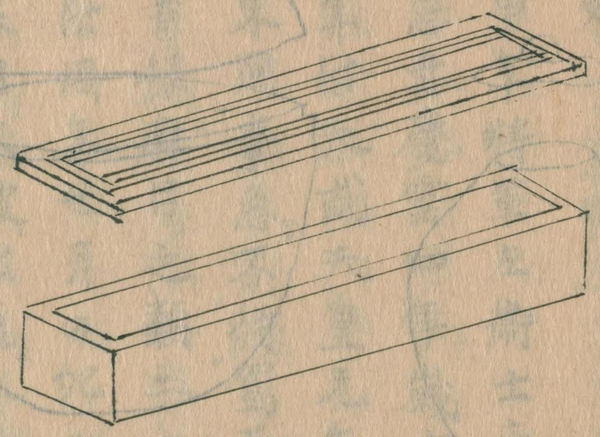

鑄銅鑄字　長八寸五分
廣一寸四分

壬申年将軍左衛士府督正四位上文忌寸麻
呂忌寸慶雲四年歳次丁未九月廿一日卒

長九寸五分
廣一寸九分
高一寸五分
内收牌
鑄色咸
絆緑

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

鑄銅鍍金　重一貫七百八十匁

高九寸
亘七寸五分
内收壺
外以炭藏之

高五寸五分
圍一尺六寸
口亘二寸
丹實水水中有粘滑者
壺破碎而水去乾枯如灰必是骨

銅牌記文

壬申年将軍左衛士府督正四位上文祢麻呂忌寸慶雲四年歳次丁未九月廿一日卒

○壬申年は天武天皇元年壬申六月の紀ふ甲申発途入東国事急不待駕而行之元従者皇后皇子已下書首根麻呂之類二十有餘人

○将軍は同年七月の紀ふ辛卯遣書首根麻呂等率数万衆自不破出直入近江

○左衛士府督小職員令ふ左衛士府右衛士府准此督一人掌禁衛宮掖謂掖者云川傍之小門也掖隊仗以時巡檢衛

士名帳及差科（謂差配兵庫大藏之類也）大備陳設（謂大備陳設兵仗也）車駕出入前駈（謂導後殿謂在後支佐一人大尉二人少尉二人大志二人少志二人醫師二人使部六人直丁三人衛士云々弘仁二年十一月廿八日官府ゟ應改左右衛士府爲左右衛門府事云々參議正四位下藤原緒嗣兼右衛門督藤原冬嗣兼左衛門督云々職原抄ゟ左右衛門府元衛士府嵯峨天皇御宇弘仁二年十一月改云々衛門府云々

○文忌寸ゟ應神紀十六年二月百濟国貢博士王仁者是書首等之始祖也古事記作文首古語拾遺作河内文首雄略紀九年七月有河内国古市郡書首加龍齊明紀二年九月有高麗使中判官書首天武紀十二年九月文首等三十八氏賜姓忌寸連十四年六月書連等十一氏賜姓忌寸

○禰麻呂は續紀ゟ大寶元年以壬申年功賜食封一百戸慶雲四年十月戊子従四位下文忌寸禰麻呂卒遣使詔贈正四位上并賻施布以壬申年功也按ゟ誌ゟ慶雲四年九月廿一日卒とし續紀十月戊子と凡盖可疑ゟは次葬して日を誌て葬ゟる

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

ゆゑ贈位をもて記しつるなし又實は九月廿一日
卒しつる故公は十月戊子に告やしつれは続紀
にハ後の月日を記せるなし

第十七 古學道統

○古學とも萬葉家ともいふ学のはじめハ契沖法師
荷田宿祢東麻呂を祖(オヤ)とはいへどももとハ顕昭仙覚成
俊などが眼をおどろかしし故に難波(ナニハ)の下河邊長
流江戸の戸田茂睡などこゝろに志(コヽロザシ)をよせ契沖法
師ハそれの道をおこせるに荷田宿祢ハ契沖に
学(マナ)びしにはあらねども年おくれたれば契
沖の書などを見て目をさまされけんも知らず
らぬ賀茂翁眞淵名宿禰の門人なれどもはじめ契沖
の説を押(オシ)ひろめしまた賀茂翁の門人いとおほ
かる中に本居宣長傑(スグレ)出て天下(アメノシタ)をあびろし橘千
蔭師翁(春海)ありて江戸に鳴(ナリ)しぞふ古学ハ賀茂翁
の道とありて實(マコト)に中興の祖ぞといふべし弟も
村田翁(春海)より道をうけしが賀茂翁の孫(マゴ)弟子(デシ)
なり故もておもておこしとし不才をも志まで
知とりえしん今試に道統の系図をつくりて後
学者を見よしめんとん

○顯昭法橋 神中抄撰者
左京大夫顯輔猶子
○成俊 權少僧都 ○下河邊長流 大和守田人 林小崎彦六
文永年中人
○戸田茂睡 江戸人 号梨本 ○仙覺 權律師
歌学 文永年中人
○僧契沖 摂津尼崎人 号円珠庵
歌学 佛学
○荷田東麿 称羽倉斎宮 治部省 荷田神官 律令 歌学
荷田在滿 称東之進 律令 故實
荷田御風 称東蔵 歌学
荷田春足 歌学
安藤為章 水戸藩士 号年山 歌学 史学
今井似閑 京都人 号見牛 歌学
海北若沖 浪花人 号参柏 歌学
野田忠粛 摂津今津人 歌学

賀茂真淵 遠江人 号縣居 世称岡部衛士 神学 史学 律令 故實 歌学
小野古道 歌学
日下部高豊 小倉人 俗称今條定右衛門
加藤宇万伎 号静舎 歌学
伊能奥彦 下総佐原人 歌学 画家
村田春郷 歌学
橘千蔭 歌学 書家 号芳宜園
村田春海 歌学 号織錦斎 律令
建綾足 号涼袋 歌学 画家 仙臺人 俳諧
橘常樹 歌学

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

高橋秀倉　律令
本居宣長　号鈴屋　歌学　神学　韻学
荒木田久老　神学　歌学　号五十槻園
栗田土満　遠江人　歌学　神学
丹山真龍　遠江人　歌学
よの子　歌人
江子　歌人
志津子　歌人
田中道麿　歌学

横井千秋　尾州藩士　歌学　神学
服部中庸　伊勢松坂与力　神学
上田百樹　京都人　史学
小篠敏　石見濱田藩士　歌学

清水濱臣　歌学　医師　玄長住江戸下谷池之端　号泊舎
片岡芳香　江戸人　歌人
長塙長暎　江戸神田須田町人　歌人
井上務庸　歌人　書家　江戸白銀丁一丁目人
山本正臣　京都人　大膳権亮　故實家　歌人　号清渓

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

小山田與清 字将曹 号文松屋 本高田氏 住江戸神田通紙屋敷
村田乙也子 歌学
小林元雄 歌学 号歌城 江戸人
本間游清 歌学 江戸人
岸本由豆流 歌学 江戸人
片岡寛光 歌学 江戸人

清原雄風 歌学 儒学
正木千幹 歌学

一柳千古 歌人 書家
木村定良 歌人 書家
疋田真澄 歌人 書家
素行 歌人
千枝子 歌人 江戸人

上田秋成 浪華人 号无腸 歌学
村田春道 歌学 俗称次兵衛 号春海 又賀茂翁友
橘枝直 歌学 千蔭父 京都
冨士谷成章 歌学 同御杖 同上

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

○三嶋自寛 始名景雄 歌人

○大村光枝 歌人彦太郎 京都人 — 泉真國 歌学 神学

○伴蒿蹊 歌学 — 長野美波留 歌学

○小澤蘆庵 歌人 — 中川萍流 歌人

○僧海量 近江人歌人 自称賀茂翁門人 — 僧立綱 歌人 近江人

○賀茂季鷹 歌人 書家 — 安田躬絃 歌人

第十八 嵯峨天皇崩日山陵考

○續日本後紀巻第十二ニ云ク庚子停ム相撲節ヲ以ニ太上天皇不豫ヲ也

按に仁明天皇承和九年七月八日なり類聚國史巻三十四天皇不豫部日本紀略九ノ上巻仁明天皇承和九年の條なとにも見ゆ

○又云乙巳勅シテ遣ハシ左近衛中将少将等ヲ於嵯峨院ニ祗候セシム太上天皇ノ起居ニ

按に七月十三日なり類聚國史天皇不豫部にも見えたり

○又云丙午詔シテ曰ク春生夏長聖皇流ス愷悌之恩ヲ含ミ垢ヲ藏シ瑕ヲ哲（按類聚国史作哲字書哲同）后存ス寛大之令ヲ矧ヤ深仁所感神乃チ降ス於珠祥ヲ積徳攸鍾ル天必ス貽ス於永福ヲ頃者太上天

皇聖躬（按日本紀略作躰）不豫秋景暉歩仙雲色愁朕自若熱宿痾未除嘗藥於是命從御以備駕佇（按蓋待閒之偽）熱之有間而心事不諧晨昏推去將恐臣子之道有闕（按類聚国史作缺）孝敬（按原作教今從類聚國史）之至不申終日低（按原作傾今從一本及類聚國史）頭通宵忘寢精誠之禱靡所不臻而幽明之扶猶有昧應思憑作解之施（按類聚国史作弛）奉致翌日之瘳可大赦天下自承和九年七月十四日昧爽以前大辟以下罪無輕重已發覺未發覺已結正未結正繫囚見徒私禱（鑄）錢八虐強竊二盗常赦所不免咸皆赦除敢以赦前事相告言者以其罪〻之

按に七月十四日あり類聚國史巻八十六非常赦部に載る日本紀略九の上巻仁明天皇承和九年乃條まても略して引きたり

○又云丁未太上天皇崩于嵯峨院春秋五十七遺詔曰余昔以不德久忝帝位夙夜兢々思濟黎庶然天下者聖人之大寶也豈但愚憨微身之有哉故以萬機之勞委於賢明一林之風素心所愛思欲無位無號詣山林而逍遥無事無為翫琴書以澹泊後太上皇帝陛下寄言古典強我尊號再三固辭遂不獲免生前為傷歿後如何因茲除去太上之葬礼欲遂素

懐之深願故因修古事別為之制名曰送終曰夫存
亡天地之定数物化之自然也送終以意豈世俗之
累者哉余年弱冠（按原作嫋一刻今從類聚国史）寒病嬰身服石變
熱頻似有験常恐夭傷不期（按一本作斯）禁口無言是以
略陳至忘凡人之所愛者生也所傷者死也雖愛不
得延期雖傷誰能遂免人之死也精亡形銷魂無不
之故氣属於天體歸于地今（按一本作含）生不能有堯舜
之徳死何用重國家之費故桓司馬之石槨不如速
朽楊王孫之羸（按原作爵類聚国史作羸今據一本）葬不忍為之然則
葬者蔵也欲人之不得見也而重以棺槨繞以松炭
期枯骨於千載留久容於一壙已乖歸（按原作魏今従類聚国史）
真之理甚無謂也雖流俗之至愚必将咲之豊財厚
葬者古賢所諱漢魏二文是吾之師也是以欲朝死
夕葬夕死朝葬作棺不厚覆之以席約以黒葛置於
床上衣衾飯唅（按類聚国史作含盖唅之偽）平生之物一皆絶之
復斂以時服皆用故衣更無裁制不加纏束著以牛
角帯擇山北幽僻不毛之地葬限不過三日無信卜筮
無拘俗事（謂諡誄及舎（按類聚国史作含）呪願忌（按一本作招）魂
帰日等之事）夜刻須向葬地院中之人可著喪服而
給喪事天下吏民不得着服而供事今上者一七日

之間得服衰絰過此早釋擇其近臣出入臥内者應
著素服餘亦准此一切不可哀臨挽柩者十二人衆
燭者十二人並衣以麁布從者不過廿人謂院中近
習者男息不在此限婦女一従停止穿坑浅深縦横
可容棺矣既已下了(按類聚国史了字先)不封不樹土與地平
使草生上長絶祭祀但子中長者私置守家三年之
後停之又雖無資財少有琴書處分遺子戒又釋
家之論不可絶弃是故三七々各麁布一百段周
忌二百段以斯施使寺追福佛布施細綿十屯裹以
生絹可置棄机上一切不可配國忌毎至忌日令上
別遣人信於一寺聊修誦経布綿数屯准上條於一身
而即休他兒不效此後世之論者若不從此是戮屍
地下死而重傷魂而有靈則冤悲冥途長為怨鬼忠
臣孝子善述君父之志不宜違我情而已他不在此
制中者皆以此制以類従変
按に嵯峨天皇崩御は七月十五日なりまゝの
文類聚國史巻第廿五太上天皇部に載そり日
本紀畧九上巻仁明天皇養和九年の条も略
して出せり
○又云戊申擇山北幽僻之地定山陵以高布二千段

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

○銭一千貫文奉充御葬料即日御葬畢
按に七月十六日朔り日本紀畧九上巻仁明天
皇兼和九年乃条に元曰類聚國史巻第廿五太
上天皇部も略して引けり

○又云乙未修太上天皇七々御齋於檀林寺
按ふ九月四日朔り檀林寺ハ嵯峨太皇大后嘉
智子の建たまひしより文徳實録巻第一仁元
ゆ

○同書巻第十四云乙酉文章博士従五位春澄宿祢
善縄大丹記従五位下菅原朝臣是善等被大納言

正三位藤原朝臣良房宣偁先帝遺誡曰世間之事
毎有物恠寄崇先霊是甚無謂也者今随有物恠令
所司卜筮先霊之崇明于卦兆臣等擬信則忤遺誥
之旨不用則忍當代之咎進退惟谷未知何従若遺
誡後有可改臣子商量改之耶以吾由是略引古典
證據之文曰昔周之王季既葬後有求而成變文王
尋情奉之先霊之崇不可謂無又有幽明異道心更
相違者如北齊富豪梁氏是也臨於遺言以平生所
愛奴為殉家人従之奴蘇言忽至官府見其已主
曰我惟已人得使奴婢於遺言喚汝今不相關當自

官放汝（按原一汝字无今従一本及類聚国史）謂家人為我修福云
云（按二字類聚国史作示之）今春秋左氏傳魏武子有嬖妾無子
武子疾命其子顆曰必嫁病困則更曰必以為殉魏
顆擇之従其始也謂病未至困也遂待老夫結草之
報尚書曰女則有大疑謀及卿士謀及卜筮白虎通
曰定天下之吉凶成天下亹亹莫善於蓍亀（按類聚国史作）
劉梁辨和同論曰夫事有違而得道是以君子之
於事也無適無莫必考之以義由此言之卜筮所告
不可不信（按四字原作強不可信今据類聚国史）君父之命量宜取捨
然則可改之復何疑也朝議従之

按に承和十一年八月五日の条なり類聚國史
巻第廿五太上天皇の条にも出てより此時の朝
議にて山陵も修造せられしにや

○帝王編年記巻十二、嵯峨天皇条云承和九年壬戌
七月十五日崩御年五十九去位十九年号嵯峨天
皇

按に御年五十九とあるは諸説と殊なり九は
七の寫誤にや

○一代要記乙集嵯峨天皇条云承和元年八月遷嵯
峨院九年七月十五日崩年五十七遜位十九年葬

嵯峨院

按に遊位ハ遜位の誤なるべし

○水鏡下巻仁明天皇條に承和九年七月十五日に嵯峨法皇うせさせ給ひにき云々

○山槐記元暦元年八月廿三日條云今日被立御即位山陵使云々大弁経房云々向嵯峨不知其所相尋邑老之處大覺寺北方山云々

○按に大覺寺ハ嵯峨天皇乃御在所にて嵯峨院といひしを淳和太后精舎として大覺寺と名づけたまひしよし三代實録廿八の巻菅家文章九の巻拾芥抄下の本巻諸寺部など考てしられ

○皇代紀嵯峨天皇条云承和九年壬戌七月十五日崩年五十七葬北山地去位廿年

按に廿年は諸説に十九年とあるにかなはず

○愚管抄一の巻嵯峨天皇条に御脱屣の後十九年御年五十七承和九年七月十五日崩御ありと云々

○皇年代略記嵯峨天皇条云承和九年七月十五日崩五十八葬嵯峨院北山地禅位後二十九年號嵯峨帝

按に五十八は五十七の誤なるべし

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

○如是院年代記ニ云ク第五十四代仁明承和九七月十五日嵯峨帝崩ス

○永禄刊本ノ年代記ニ云ク第五十四仁明承和九七九嵯峨崩ス

按に七九は七月九日の事なりされど七月十五日なるを法説誤也

○本朝皇胤紹運録ノ中巻ニ嵯峨天皇云々弘仁十四四十七禅位三十八同日尊號承和九七十五崩五十七葬ル山城國葛野郡法名ニ遺制不置山陵

○日本輿地通志畿内部巻第四山城國陵墓の条に嵯峨ノ山陵在リ上嵯峨ノ大覺寺ノ北ノ御廟山ニ云々

○雍州府志巻第十陵墓門ニ云ク嵯峨天皇陵在リ廣澤池ノ西北隅八角堂ニ

○御陵圖ノ脱漏部ニ云嵯峨天皇ノ葛野郡ノ嵯峨山

○山陵志巻二ニ云嵯峨陵ハ在リ嵯峨ノ大覺寺ノ北ニ

按に嵯峨天皇は承和九年七月のはしめより御不豫ましましておなし月の十五日御年五十七にて崩殂したまへり薄葬すへきよしの遺詔ありしかは山陵も作らす立ら

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

れば御在所嵯峨院の北方に葬奉りしなり承和十一年八月五日朝議ましまし陵造せさせて山陵の紀なりけんにそれもなほものげなきさまなりければにや延喜の諸陵式にも載らざりし也今も上嵯峨の里の大覚寺の北に御廟山とてはるかに見ゆ嵯峨天皇の山陵なり

右嵯峨天皇崩日山陵考依平戸城主肥前刺史源熈朝臣之命所撰進也文政六年正月

第十九現人神明津神

○現人神を明津神といふもおなじくて人形と顕るる神といふ義なり景行紀四十年の条熱田大神縁起などにも日本武尊の現人神之子と宣ひ雄略紀四年の条釈日本紀十二に引ける暦録などにも一事主神の現人之神と宣ひしを見ゆ続日本後紀十九長歌に我國之聖乃皇波尊も御坐加日宮乃聖之御子能天下爾御坐天御世御世爾相承襲旦天皇爾現人神止成給御坐世波云々和名抄二に日本紀私記云現人神阿良比度加美云々釈日本紀十二に現人之神私記曰師説神自称之号

也なくもえらぬかば考合せて知べし袖中抄十
四に顕昭云あら人神とはあらはしき人の神とな
りたるやへきにやとおもふいひきこえん万葉六
長歌に住吉(スミノエ)乃荒人神(アラヒトカミ)船舶尓(フナノヘニ)牛吐賜(ウシハキタマヒ)云々拾遺恋
四よみ人しらずの住吉のあらひと神にちかひ
てもわするる君がなとぞきく同神楽安法法師
のあまくだりはあら人神のあひおひを思へばひ
さしすみよし此拾後拾遺雑三詞書に静範法師
八幡の宮の事にかかりて伊豆国にながされて
云と念しかへれづきまし おほせなされける哉

きりてよめる素意法師かすづきさもなうて人の
もなどむまでみきけるあり此けらきたんうの
續詞花神祇待賢門院女房にまかりける時女房のき
ぬのうらせまりけるをあやしかりみるに女房なや
しきさまにいひあれたる住吉の宮にこもり侍け
る御前の柱にかきつけたる思ひいづやなき
名残たつをかりきと現人神も思ふしおもひ昔残續後
撰神祇住吉の宮によみてまゐりける前大僧正慈鎮
いくもかづきうき世の事をすててや現人神
をあふぐなりける左右の歌よみに住吉八幡社

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

野の神をあらはれたる神とよみたりさて明津神とも
天皇は神ながら人躰と顕はさせ給ひしまゝ
日本紀続日本紀日本後紀続日本後紀文徳実録
類聚国史令貞観儀式新儀式延喜式など其他
凡諸書に明神とも明御神とも現神とも現御神
とも書りそはアラミカミと訓になりとまで
万葉六の長歌に明津神吾皇とあるをいつともア
キツカミと訓べきなりけり

第廿　荒御魂和御魂

○荒御魂和御魂は武魂文魂といへるがごとし神霊
の武く荒びたる故荒御魂といひ静に和きたるを
和御魂といふに古事記伝卅の巻神宮儀式帳解十二の巻にいへる説はまぎらはしき考
あり、そは神功紀摂政元年の条に神有誨曰和魂服
玉身而守寿命荒魂為先鋒而導師船自注に和魂
此云珥岐瀰多摩荒魂此云阿邏瀰多摩云々また於是
撝荒魂為軍先鋒請和魂為王船鎮云々
従軍神表筒男中筒男底筒男三神誨皇后曰我荒
魂令祭於穴門山田邑也時穴門直之祖践立津守
連之祖田裳見宿祢啓于皇后曰神欲居之地必宜
奉定則以践立為祭荒魂之主仍祠立於穴門山田

邑云々とい三神誨之曰吾和魂宜居大津渟中倉
之長峡便因看往来船云々出雲風土記意宇郡安
来郷の条に天神千五百萬地祇千五百萬並當国
静坐三百九十九社及海若等大神之和魂者静而
荒魂者皆悉依給云々なとあるを考て知へしさ
て神靈を文武を兼備たまへるをその文靈のミ
を祝祭てを和魂神社といふこれ文神なり武靈
のミを祝祭てを荒魂神社といふこれ武神なり
荒魂和魂の物に見えたるは古事記仲哀の段に
爾以其御杖衝立新羅國主之門即以墨江大神之

荒御魂為国守神而祭鎮還渡也云々祝詞式出雲
國造神賀詞に乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃
静坐牟大倭国申天己命和魂乎八咫鏡尒取託天
倭大物主櫛甕玉命登名乎称天大御和乃神奈備
尒坐云々太神宮儀式帳に荒祭宮一院称太神宮
荒魂宮御形鏡坐云々神名式に大和国城上郡狹
井坐大神荒魂神社五座云々神祇令集解季春鎮
花祭の条に狹井者大神乃麁御靈也云々なと枚
挙に遑あらね旧本今昔物語廿九ノ廿語に善澄
才ハ微妙カリケレド露和魂无カリケル者ニテ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

云々とある和魂ハヤマトタマシヒと訓べきよ
て同字異訓なり

第廿一幸魂奇魂

神代紀上ニ大己貴命与少彦名命戮力一心經營
天下ツ云々其後少彦名命行至熊野之御碕遂適於
常世郷矣自後國中所未成者大己貴神獨能巡造
遂到出雲国乃興言曰夫葦原中國本自荒芒至及
盤石草木咸能強暴然吾已摧伏莫不和順遂因言
今理此國唯吾一身而已其可与吾共理天下者蓋
有之乎于時神光照海忽然有浮来者曰如吾不在
者汝何能平此国乎由吾在故汝得建其大造之績
矣是時大己貴神問曰然則汝是誰耶對曰吾是汝
之幸魂奇魂也大己貴神曰唯然廼知汝是吾幸魂
奇魂今欲何處住耶對曰吾欲住於日本国之三諸
山故即營宮彼處使就而居此大三輪之神也云々
幸魂此云佐枳弥多摩奇魂此云倶斯美枳磨云々
云々に幸魂奇魂をしめて見ゆ古事記上巻にハ
大穴牟遅与少名毘古那二柱神相並作堅此國然
後ハ其少名毘古那神者度于常世国也云々於是
大國主神愁而告吾獨何能得作此国孰神与吾能

相作此國耶是時有光海依来之神其神言能治我
前者吾能共与相作成若不然者国難成爾大國主
神曰然者治奉之状奈何答言吾者伊都岐奉于倭
之青垣東山上此者坐御諸山上神也と行て脫
しりさて幸魂八幸福の靈をいひ奇魂八奇妙
の靈をいつるし凡人ふ幸福の運あり奇妙の智
あり大己貴神文の和靈武の荒靈もて天下を巡
造ふとつづも奇ふ福運の幸靈と妙智れ奇
靈との徳よりてい平治たまふとあるは
ざるもてその義を考知べし和名抄二ふ日本紀

私記云幸魂左枳美太萬云佐岐太萬云と釋日
本紀七ふ私記曰幸魂是左支久阿良之元留魂也
行矣者是久遠之意也奇魂者城衛之義言此魂守
衛宮門之魂也あども見あら

第廿二祠神祠

○垂仁紀廿五年此条ふ故隨大神教立其祠於伊勢
國云と同八十八年の条ふ出石刀子自然至于淡
路嶋其嶋人謂神而為刀子立祠是於今所祠也云
云神功紀摂政元年ふ祠立於穴門山田邑云と持
統紀前紀ふ伊勢神祠云と古語拾遺ふ仍隨神教

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

立其祠於伊勢国五十鈴川上云々又云皆有其祠
未預幣例也云々此外梅宮祠浅間明神祠三嶋神
祠遠敷神祠なといへる類六國史類聚国史などは
しめとして古書の所見いとゝおほかり本朝文
粋十三にも神祠修善の部に載せ詔刀沙汰文
にも天神地祇祠ともありさて祠の字の義は一
切経音義十三に何休注公羊傳祠食也白虎通祠
嗣也爾雅祠祭也詩百神廟皆曰祠説文春祭曰祠
云々同三十六に爾雅祠祭也白虎通祠者嗣也百
神之廟皆曰祠何注公羊祠食也云々同四十七に

爾雅祠祭天也祀祭地也云々同七十に祠祭也又
天祭曰祠地祭曰祀云々などみえたる（ろ脱カ）にて知べし
史記封禅書に郡縣遠方神祠云々また觀名山神
祠所云々方士言神祠者彌衆云々此外あまた書の
不（見脱カ）挙にいとまあらねば

第三法王金勢神

諸社根元記に周防国大嶋郡島未庄内法王宮是
天平神護二年十月大政大臣道鏡禅師授法王位
云々法王の字法華経方便品に見えさて道鏡法
王の宮は常陸國茨木郡竹原宿にありて本朝俗

諺志二にそのゆゑよしいへり下野薬師村の龍
興院にも道鏡の墓とて圓丘ありまた武蔵國多
摩郡菅村の仙谷山壽福寺縁起にも道鏡仙人と
いふ人ありしよし見えたり此縁起は應永四年六月
沙門宗圓が撰なり本朝俗諺志二に陸奥南部三
戸岡山の金精神同國笠嶋の道祖神など我道鏡
の神とし按ふ諸國道路の辺に石像の玉茎を立
て金精神といへりあるは金勢まて金の如き勢と
いふ義なるべし勢は男根の名なりさて金精神
を道鏡とするをうけがひしは天津麻良命な

るべしかの古事記舊事紀日本紀姓氏録など
に天津麻羅とも天津真浦とも天津麻良とも書
て同神なり姓氏録に麻羅宿祢も見えて麻良
は梵語なりといふ説ありひがごとし和名抄十
一に陰脈俗云麻良佐夜云々同廿に仙靈草末良
多介久佐云々醫心方に白馬茎和名安良支馬乃
萬良云々新撰字鏡虫部に蠼衣比万良虫云々活
杙本朝文粋十二鉄槌傳に鉄槌一名磨裸云々ま
さ誠号摩良云々靈異記中巻同下巻に閉万良云
云此外にも古書に見えたれば古語なるを知べ

第廿四大社中社小社

○造殿儀式ゟ類聚神祇本源十一ヶ所ニ載ル

寶龜二年官符ヲ應ニ早ク定ニ天下諸社大中小神殿雜舍瑞垣（珠垣）鳥井（珠垣）等ノ四至丹地町數ヲ事正一位ヨリ三位以上ヲ為ニ大社ト従三位ヨリ従四位以上ヲ為ニ中社ト正五位ヨリ従五位以上ヲ為ニ小社ト大社ハ四至ノ限リ九町ニ云ヽ中社ハ四至ノ限リ八町ニ云ヽ小社ハ四至ノ限リ四町ニ云ヽ法曹至要抄上ノ八虐事ノ第ヲ名例律註ニ云ク毀ニ大社ニ云ヽ毀焼神社事ノ第ヲ賊盜律ニ云ク謀毀ニ大社ニ者徒一年毀ニ者遠流衛禁律ニ大社ノ條疏ニ云ク賊盜律ニ云ク毀ニ大社ニ者遠流若毀ニ中社小社ニ罪ノ若毀ニ中社ニ者減ニ三等ニ處ス杖一百ニ之類雜律ニ云ク於ニ官府廨院及ニ倉庫ノ内ニ失ヒ火ヲ者徒二年在ニ宮内ニ加ニ二等ニ延焼ニ閤内ニ及ニ大社ニ者遠流說者云ク故焼ニ大社ニ者遠流若贓滿ニ十端ニ處ニ絞刑ニ擬之ヲ称ニ大社ニ者伊勢太神宮八幡宮之類也須ク仕ニ此律ニ取ニ科斷ヲ矣ゟ闌入神社事の第ヲ衛禁律ニ云ク闌入大社ノ門ニ者徒一年中社小社ニ者減ニ三等ニ案之称ニ大社ニ者伊勢大神宮八幡宮也中社ニ者賀茂住吉社之類也自餘小社也而闌入之時皆得ニ其罪ニ但中小

社、有所減而已云々類聚三代格一貞觀十六年六
月官符ニ應以大社封戶修理小社事云々公式令
ニ太社云々右如此之類並闕字云々集解ニ古記
云大社者若為處分乎云々大社者神社也云々
諸神紀ニ松尾の案ニ聖武天皇天平二年預大社
云々古語拾遺ニ今在但馬國出石郡為大社也云
云々至天平年中勘造神帳中臣專權任意取捨
有由者小祀皆列无緣者大社猶廢云々諸國
大社无位中臣不預肅部云々延喜齋宮式ニ齋宮
祈年祭神百十五座十七座在齋宮丹云々小社九
十八座在多氣度會兩郡云々神名式上ニ天神地
祇惣テ三千一百三十二座云々九四百九十二座三
百四座並預祈年月次新嘗若等祭之案上官幣就中
七十一座預相嘗祭一百八十八座並預祈年國幣
小二千六百四十座四百廿三座並預祈年案下官
幣二千二百七座並預祈年國幣云々右の說を考
るに神名式ニ大小とあるハ祭事官幣國幣等ニ
よさる差別し律に大中小社といへるも伊勢ハ
幡を大社とし住吉賀茂なとを中社としたるが
寶龜官符の定ニはあらで齋宮式ニ大小社とあ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

なるも齋宮寮内に限れる定とみえたれば大中小
社その名おなじくして各別義ありと知べしま
た四時祭式下に難破大社神名式に伊勢度會郡
川原大社近江栗本郡小槻大社出雲〻郡杵築
大社續日本後紀九に伊豆三島大社三代實録廿
四類聚国史十六などに伊賀國敢國津大社神和
泉国名神名帳に日根郡從五位下大社社とみえ
しかバこれも大小の品定せる義にはあらで大
なる社なるがいつもあるべし中に近江小槻大
社ハ小槻神社に對て大なれば大社とはいへり

とみえたる神名帳に山城國愛宕郡鴨川合ニ坐ス小社宅
神ノ社諸神神記ノ上に吉田ノ社小社ノ又本朝月令ノ四月祭
に奉ル河合ノ神ニ幣帛事云々依ル天安二年八月七日ノ大
政官符ニ預ル大社ニ政事要略五十四に若无封ノ少社者
分チ祖神ノ封戸ヲ令同前人等ヲ修造修填セ上などもあり
第廿五御祖神御子神苗裔神

○

父母またハ先祖の神を御祖神といふハ賀茂御
祖ノ神大土御祖ノ神國津御祖神の類〻御子神も片
山御子神鹿島ノ御子神香取ノ御児神などいともい
ともおほかれど挙ていふまでも郡しきまゝ苗裔ノ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

神あり三代實録十二に常陸國鹿嶋神宮司言大
神之苗裔神三十八社在陸奥国云々續日本後紀
四の巻廿一丁ウに尾張国日割御子神孫若御子神高
座結御子神惣三前奉預名神並熱田大神御兒神
也類聚三代格一貞観十六年六月官符に仍掾神
苗裔本枝相分其祖神則貴而有封其裔神則微而
無封假令飛鳥神之裔天太玉自瀧賀屋鳴比女四
社此等類是也望請以無封苗裔之神分有封始
祖之社云々なども見ゆ苗裔を神代紀下にはハツ
コと訓その外にも処々ハツコと訓より倭訓栞

廿四に日本紀に孫字裔字をはつことよめり極
子まや舊事紀に裔孫とも見ゆといへり苗裔の
字ハ離騒に帝高陽之苗裔云々注に苗胤也裔永
也朱注に苗裔謂遠孫也苗者艸之茎根所生也裔
者衣裾之末衣餘也故為遠末子孫之称云々史記
項羽本紀に舜目蓋重瞳子又聞項羽亦重瞳子羽
豈其苗裔耶なども見え漢書蕭何曹參傳の賛三国
志呉周瑜傳南史宋武帝紀唐書劉子玄傳其外所
見おほかり

第廿六 寶殿財殿

○寶殿ハ續日本紀四十の巻に伊勢大神宮正殿一
宇財殿二宇延喜大神宮式に瑞垣内財殿などあ
る財殿はおなじくていにしへタカラドノと
いひつらむを後に字音にてハウデンとよびなら
ひつゝ寶殿と書ならむ大神宮儀式帳止由氣宮儀
式帳三代實録五の巻延喜大神宮式などはじ
めて所見えいとおほかり山槐記永暦二年四月十
八日の条に今日被奉遣伊勢幣云々彼神寶納東
寶殿云々兵範記仁安三年十二月廿七日神主注
進に東寶殿一宇件殿所奉納臨時奉幣使参宮時

被進納綾両面羅綱神服麻績両機殿神部等勸進
二季神御衣毎年六九両月御祭時宮司勸進荷前
御調絹糸等併焼失又鎌焼損西寶殿一宇件殿所
奉納往古御神寶并毎年九月御祭時被進納宮下
御鞍等併焼失又鎌焼損云々此等の文を考て所
納の物も知べし和歌童蒙抄三袖中抄九などに
こちのふみの宮志ほが浜北野社の宝殿にひと
り娘がこ兒しをこゝえ拾玉集五にハ百首よみて
住吉の宝殿にこめんとなんとたりさて寶殿の字
ハ文選江淹が雜體詩顏特進延之侍宴詩に列漢

擶仙宮開天製寶殿と見えたれと寶玉もて飾造
りたまひまして王の宮殿と云心なるべし

第廿七鎮坐

○鎮坐ハ古事記上巻ニ八千矛神妻の須世理毘賣命
と盞差交して項手懸て鎮坐すといふ条の傳に鎮
とハ他処に遷らずして其処に留まるをいふシヅ
マリとトドマリと通ハ其例ハ神祇官ノ八神の中
に玉留魂と玉積産靈とも書て魂を鎮る心の御
名し祝詞に高天原に神留座とあるも續紀宣命
に神積坐と書るも相照して共にカムツマリ
マスと訓つしこハ皇孫の此国に降なふに對て
天神の降らずして天上に留まらましあれが鎮
坐と同義也万葉五に海原の辺にも奥にも神豆
麻利うしはきいまそ諸の大御神たちとよめる
神豆麻利も鎮坐をいへり出雲風土記に所造天
下大神大穴持命詔八雲立出雲國者我静坐國云
云古事記中ノ倭建命崩坐の条に作御陵鎮坐也云
云遷却崇神祝詞に山川乃廣久清地尓遷出坐豆
神奈我良鎮坐世止称辞竟奉云く出雲國造神賀
詞に皇御孫命乃静坐牟大倭國云く万葉ノ二に常

宮寺定奉而神隨安定座奴云々崇神紀ニ爰以忌
瓮鎮坐於和珥武鐰坂上云々などみえたれバよし
かつり桜ニ鎮坐とも鎮座とも書けり字書ニも
相通へるとみゆ

第廿八勧請

○神道名目類聚抄四ニ勧請神ハ譬ハ石清水八
幡宮ヲ相州鎌倉鶴岡ニ崇祭ノ類ヲ云々桜ニ
勧請の字ハ法華経化城喩品ニ爾時十六王子偈
讃仏已勧請世尊転於法輪咸作是言云々金光明
最勝王経滅業品ニ何况勧請如来転大法輪久住

於世莫般涅槃云々また或復懺悔勧請随喜所有
善根我今作意悉皆摂取回施一切衆生無悔恪心
云々などみえて仏書ニ出処とれ文徳實録一策
文ニ遺多方詔乃隨ニ天日嗣ニ仕奉倍状ヲ公卿
等屢勧請倍留天云々ともあり弥勒成仏経ニ仏身出
光照無量国應可度者皆得見仏爾時釈提桓因護
世天王大梵天王無数天子於華林園頭面礼足合
掌勧請転於法輪云々又云普為十方衆勧請大導
師云々寶悉地成仏陀羅尼経ニ荘厳道場勧請十
方諸仏如来金剛蔵身不散全身砕身化身一切設

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

利云〻藥師瑠璃光如来願功徳経ニ曼殊室利汝
以大悲勧請我説諸佛名号本願功徳云〻佛祖統
紀二十四ニ既成道已梵天勧請惟願如来當爲衆
生廣開甘露説無上法涅槃経云〻

第廿九神籬

○神代紀下ニ高皇産靈尊因勅曰吾則起樹天津神
籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣汝天児屋命太玉
命宜持天津神籬降於葦原中国亦爲吾孫奉齋焉
云〻崇神紀六年の条ニ以天照大神託豊鍬入姫
命祭於倭笠縫邑仍立磯堅城神籬云〻自注ニ神

籬此云比莽呂岐云〻古語拾遺ニ因又勅曰吾則
起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣自注
ニ神籬古語比茂呂伎云〻爰仰従皇天二祖之詔
建樹神籬所謂高皇産靈神皇産靈魂留産靈生産
靈足産靈大宮賣神事代主神御膳神已上今御巫
所奉齋也云〻まゝ就於倭笠縫邑殊立磯城神籬
奉遷天神大神及草薙劔令皇女豊鍬入姫奉齋焉
云〻万葉十一日ニ神名火尓紐呂寸立而雖忌云
云和名抄十三ニ日本紀私記ニ云神籬俗云比保路
岐云〻仙覚抄十三ニ神籬と書けるもあり先

祖の廟を崇むをいふとぞ云々日本紀通證十に神
籬ハ謂神祠云々古史記傳十五に比母呂岐と云物
は栄樹をたてゝ其を神の御室として祭るよりし
て云るにて紫室木の意なり故布志を切て比と
云なりと云々按に比毛呂岐は秀室城にて比は秀
倉の保と通ひ毛呂も室と通ひて高く堅き室と
いふ義なるや磯城神籬なとにいへるもさも思はるへし
垂仁紀八十八年の条に熊神籬一具唯有小刀一
名曰出石とも有り熊は籠の通音にて中に小刀
故安置たる秀倉といふ義にや東大寺戒壇院神

名帳の牟呂岐大明神は室城の義なるべしまさ
胙をヒモロギといふも神籬に祭たるおろしな
るべし文徳實録八に大納言藤原朝臣良相等帰
來獻胙云々綺語抄中に文時歌に云ひもろきは
神の心にうけつらし比良のたかねにゆふかけ
ちせよ詩歌を添昨ぬきふきて あまきとよ
まれたるぞとおぼえきたるをまさにあはせて
順のぬしも忘るゝしくとぞうなつきける云々綱
林采要抄六に胙呂寸神ニタムケ奉ル贄ナドヲ
モ申ス日本紀竟宴ノ哥ニ神ノヒモロギツナヘ

ツル哉トヨメリ疑開抄ニ云ク文時哥ニ云ク ヒモロギ
ハ神ノ心ニウケツラレヒラノ高根ニユフカツ
ラセリ此哥ヲ源順ツタヘキヽテナニトヨさレ
タルニヤトオボメキケレハ文時カヘリキヽテ
順ノ主ハエシラジヽトウナヅキケリトカタ
リ傳タリ亦江師卿哥ニ云 見渡セバ神ノ納呂寸
トケテケリヒラノタカ子ニユフカヅラセリ文
時匡房両首歌等ヲ同也トイヘドツノ心難得矣又
先祖ノ廟ヲ祭ル供具ヲモ申ス帝ニタテマツル
供御ナドヲモ申ニヤ我朝大内ノ大学寮ノ二季

ノ上丁下丁ノ尺奠ノ翌日ニ六位直會ヲ持参シ
テ奏ス云ク文屋ノ司ノ献ル胙日ノ尺奠ノ胙云ヽ又
文選ノ西都賦ニ曰ク論ヲ切賜胙是則三侯之外与庶人ニ
胙ト云ト聞エタリ又史記晋世家ニ曰ク云ヽ酢タリ
ナヘヨ云ヽ毒附子ヲソノ胙ニヌリテ云ヽ古今
傳受ノ日本紀竟宴の歌に 玉ぐしふをかくよ
の本のかゞみ菓子神のひもろぎそなへはるら
れ蜻蛉日記ノ下にきゐのひもろぎのたよりにや
ましきを行りてあとありき云ヽ散木集ニ百
首哥中に卯花をよめる 卯花も神のひもろぎ

ときてありとぶさもたるにゆふうけて見ゆ顕
昭注に神祭の具なるくぼてひらでとて柏葉に
てさして飯菜を入ありとくとい神祭してかの
柏葉をとりちらんありとぶさとい指哉云し云
云萬葉仙覚抄十三にひもろぎ此多史記晋世家
に見えたり云々さてそのひもろぎはこれがも
とへもてきてみはせよと云けるが太子いみじ
くとくのみてそのひもろき哉やる母のもとに
やりたりけるにやる母とりておきてたととの
獻公かりしに出たりけるがとりもひろげでし

けるゆうハいみじく志ゆき毒附子哉そのひも
ろきのうへにぬりておきて献公がきたりけるに
かくとぬりたりとかしこくせぬ事あればみはせで
太子のもとよりひもろぎをおこせたりとて見
せけるが献公よろこびてくはんとしけるに女
いひけるやうハ志ぶかしくに外よりきた
るひもろぎをとふものずもあり志ふ
てぞくふとぞいひけるが云く順集に四寿神にある
川女衣きもてそまされおのれしくに神のひもろ
ぎとおそかくてん清輔集に出づる字見えける

女のつゝみなくありけるにいはれをとつくつぎこ
のて柏れおもてくとくひもろぎをむすびくゝり
つゝ年中行事歌合左献胙尸(家)朝臣いはまつりせし
八月のみけをとりてきく君にそなふることの
ひもろぎ判に云ひもろぎをそなふといふはすふきの
なれあやくそれの供具をなんやゆうよりなる
とありみけといふ神食とも書りけたとへば祁
供なとにいふ也と云々梁塵愚案抄上韓神の注に祁
前にひもろぎなどをたておきてまつるとや云々
壒嚢抄五に献胙事二月也云々胙ヲハヒホロキ

トヨム直礼ノ義也又二条摂政家ノ御記ニ曰胙
ヲハ神道ニハ神食(ミケ)共書ク譬ヘバ神供ナドヲ申
也云々下学集神祇門に胙(ハ)祭福肉云々右の説と
もおもひあはせて胙(ヒモロギ)の義を知べし禮記祭統に福
おヒモロキとよみ史記周本紀には胙をよめり
字書に祭祀胙肉曰福(フクト)とみえて通用の字に福を
古今著聞集に鞍馬の福(フリ)とよみ福酒の類漢籍の
にも見ゆとおもはゆり

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

835
26
4

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　ガラス使用

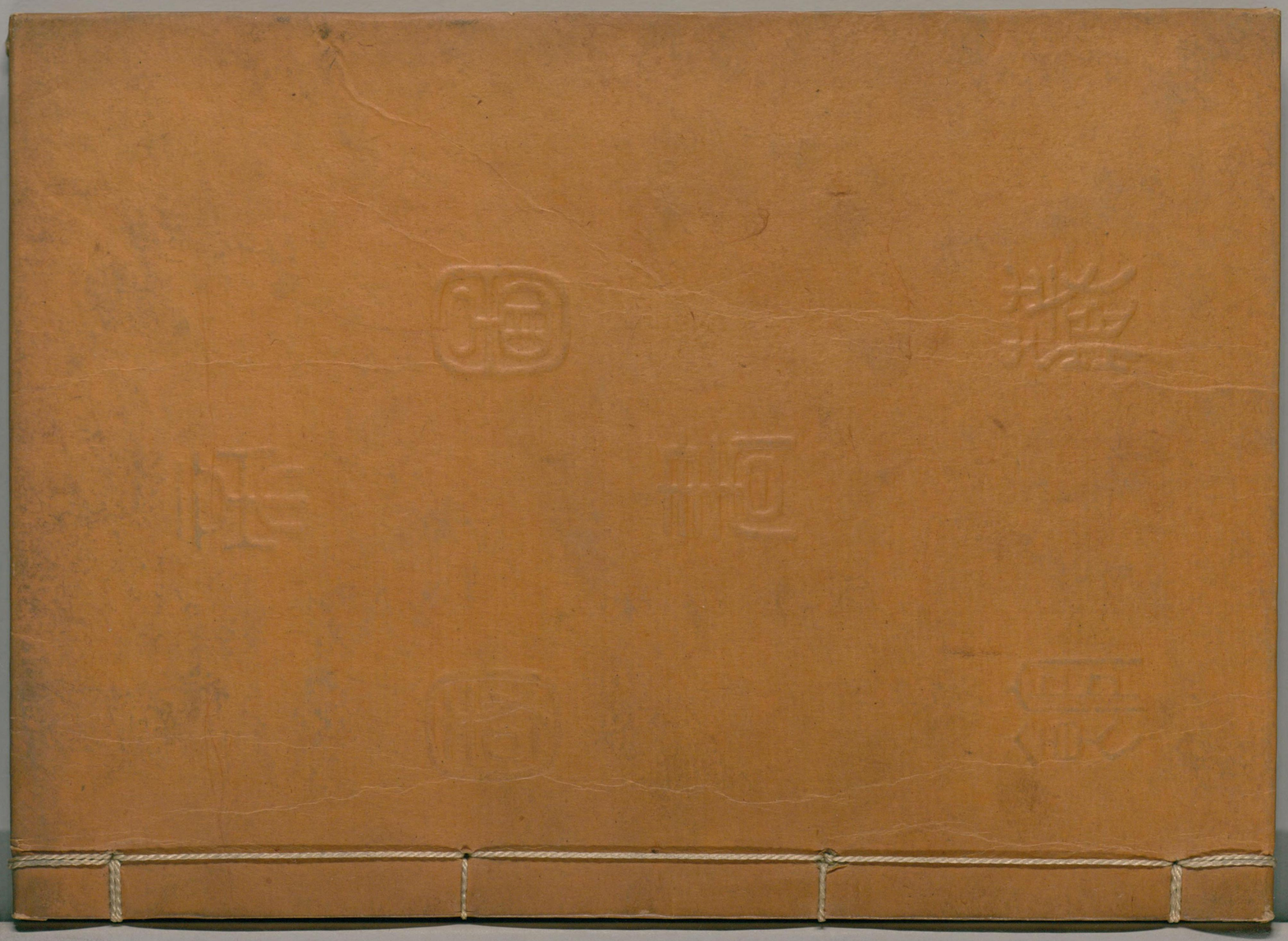

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用